

# 第2期湖南市子ども・子育て 支援事業計画（案）

令和2年3月  
湖南市





# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b>	<b>1</b>
1 計画策定の背景	2
2 計画策定の趣旨	3
3 計画の位置付け	4
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	5
<b>第2章 湖南市の現状及び課題</b>	<b>7</b>
1 湖南市の状況	8
2 アンケート調査結果からみえる現状	20
3 湖南市の子どもと家庭を取り巻く課題	34
<b>第3章 計画の基本理念、基本方針</b>	<b>39</b>
1 基本理念	40
2 基本的な視点	41
3 基本方針	46
4 施策の体系	49

<b>第4章 施策の展開</b>	<b>51</b>
基本方針1 みんなで支える湖南市の子どもと子育て	52
基本方針2 多様なニーズに応える子育て支援	59
基本方針3 子どもと子育てをとりまく環境づくり	71
<b>第5章 子ども・子育て支援事業量の見込みと確保方策</b>	<b>81</b>
1 教育・保育提供区域の設定	82
2 児童数の推計	83
3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	84
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	94
5 教育・保育の一体的提供及び小学校との連携の推進	113
6 子育てのための施設など利用給付の円滑な実施の確保	113
<b>第6章 計画の推進</b>	<b>115</b>
1 計画の推進体制	116
2 計画の進行管理	116
<b>資料編</b>	<b>117</b>
1 用語解説	118





# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。



また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えてています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育ちを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年8月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

しかしながら、25歳から44歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成30年4月時点の全国の待機児童数は1万9,895人と平成23年の2万5,556人より減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できていない状況です。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成29年6月に『子育て安心プラン』を公表し、平成30年度から令和4年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭などの児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後などに全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備などを進めていくこととされました。

## 2 計画策定の趣旨

湖南市においては、平成 23 年に策定した第二次湖南市総合計画で、目指す市の姿「ずっとここに暮らしたい！ みんなでつくろう きらめき湖南」の実現に向けて、「自立と協働のしくみ」、「暮らしの創造」、「まちの基盤」の3つの視点のもと、6つのまちづくりの目標を定め、そのうち「ほっとする暮らしをつくろう」と「いきいきとした暮らしをつくろう」の目標では、子どもの豊かな人格形成や自己実現を果たせる教育内容の充実や環境整備、誰もが健やかで安心できる暮らしがおくれるよう、子育て支援サービスの充実を推進しています。

このような中、子ども一人ひとりが健やかに成長することができる社会を実現するため、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として平成 27 年 3 月に『湖南市子ども・子育て支援事業計画』し、施策の展開を地域との連携のもとに進めてきました。

近年では、待機児童の解消や、多様化するニーズに対応した子育て支援を実施するため、公立保育園などの再編を行いました。今後、民間活力を活用し、多様なニーズに迅速かつ柔軟に対応し、計画的に施設の整備も行います。

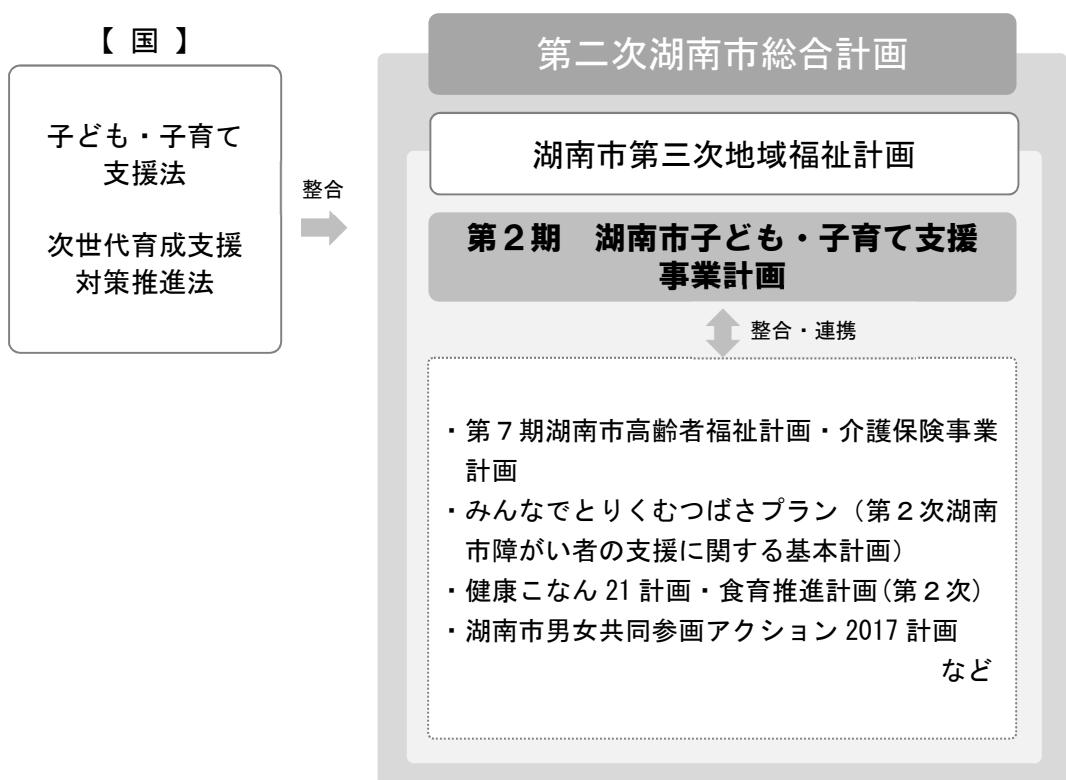
また公立の保育園やこども園内に（仮）子ども家庭総合センターを開設し、中学校区ごとの子育て支援の拠点として位置付け、子育てのあらゆる相談支援に応じ、保健センターと連携して妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を強化し、安心して子育てできる湖南市を目指し取り組んでいきます。

この度、『湖南市子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎える、引き続き計画的に施策を推進するため『第2期湖南市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していく、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

### 3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、第二次湖南市総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。



### 4 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において本計画の見直しを行うものとします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期 湖南省子ども・子育て支援事業計画				

## 5 計画の策定体制

### (1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援事業に係る基礎調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

#### ① 調査対象

湖南市在住の就学前児童の保護者の方、小学生児童の保護者の方を無作為に抽出して実施しました。

#### ② 調査期間

平成30年12月10日から平成30年12月27日

#### ③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	郵送による配布・回収	2,000通	878通	43.9%
就学児童の保護者	郵送による配布・回収	1,000通	447通	44.7%

### (2) 湖南市子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者などの意見を反映するとともに、子どもたちをとりまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者などで構成する「湖南市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

### (3) パブリックコメントの実施

令和2年1月に、事前に計画素案を示し広く市民から意見などを募集するいわゆるパブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。





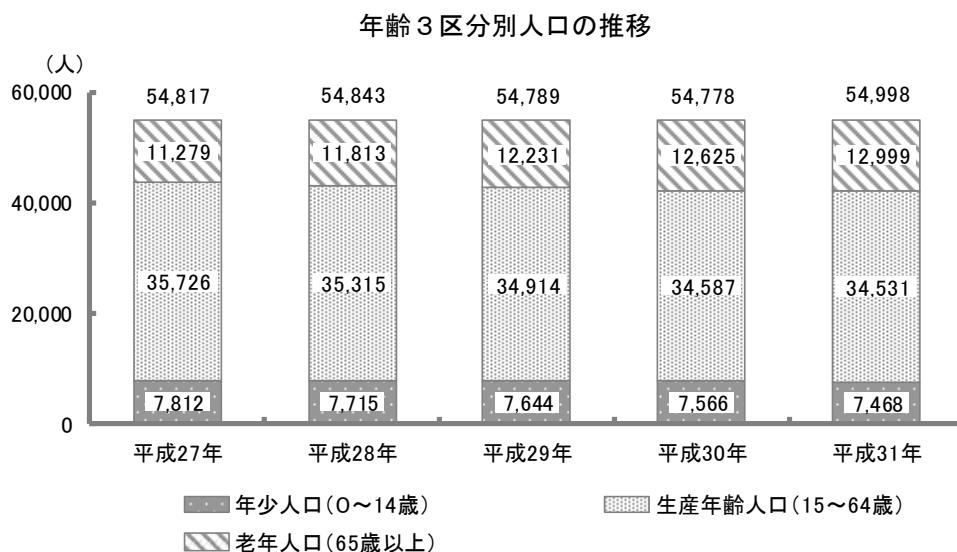
## 第2章 湖南市の現状及び課題

## 1 湖南市の状況

### (1) 人口の状況

#### ① 年齢3区分別人口の推移

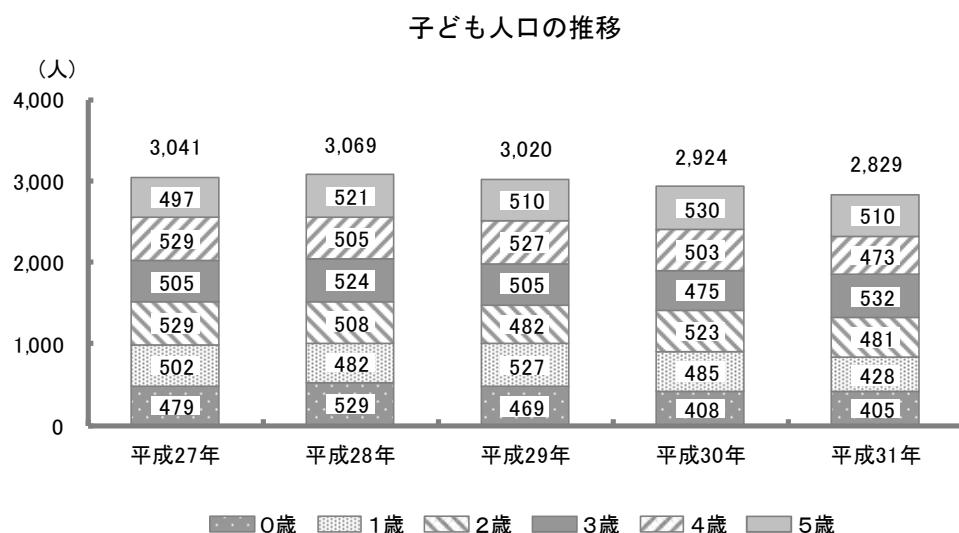
湖南市の人口推移をみると、総人口は横ばいとなっており、平成31年で54,998人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老人人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## ② 年齢別就学前児童数の推移

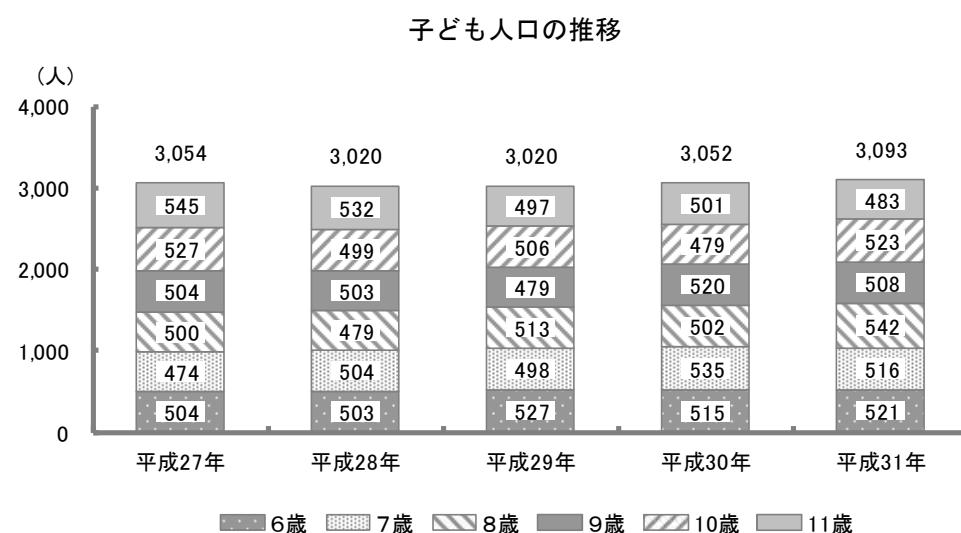
湖南市の0歳から5歳の子ども人口は平成28年以降減少しており、平成31年4月現在で2,829人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## ③ 年齢別就学児童数の推移

湖南市の6歳から11歳の子ども人口は平成29年以降増加しており、平成31年4月現在で3,093人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

#### ④ 県内市町の外国人人口の比率（上位 8 市町村）

湖南市では、外国人比率が高く、全体の 5.43% となっています。

県内市町村の外国人人口の比率（上位 8 市町村）

	市町名	外国人 人口(人)	総人口 (人)	外国人 比率 (%)	備考（上位 4 国籍）
1	湖南市	2,987	55,053	5.43%	ブラジル 1,489 人, ベトナム 340 人, ペルー 333 人, 韓国・朝鮮 294 人
2	愛荘町	851	21,345	3.99%	ブラジル 515 人, フィリピン 99 人, 中国・台湾 66 人, ベトナム 59 人
3	甲賀市	3,216	90,977	3.54%	ブラジル 1,365 人, 中国・台湾 358 人, ペルー 331 人, ベトナム 331 人
4	長浜市	3,369	118,498	2.84%	ブラジル 1,627 人, 中国・台湾 512 人, ベトナム 319 人, フィリピン 227 人
5	東近江市	3,240	114,361	2.83%	ブラジル 1,382 人, ベトナム 404 人, 中国・台湾 378 人, フィリピン 351 人
6	日野町	517	21,471	2.41%	ブラジル 210 人, ベトナム 121 人, 韓国・朝鮮 45 人, フィリピン 45 人
7	彦根市	2,640	113,171	2.33%	中国・台湾 643 人, ベトナム 514 人, ブラジル 502 人, フィリピン 410 人
8	豊郷町	170	7,349	2.31%	ブラジル 91 人, フィリピン 23 人, 中国・台湾 22 人, ベトナム 20 人
	県全体	29,263	1,420,018	2.06%	ブラジル 8,525 人, 中国・台湾 5,194 人, 韓国・朝鮮 4,553 人, ベトナム 3,325 人

※滋賀県商工観光労働部観光交流局の調査に基づく。

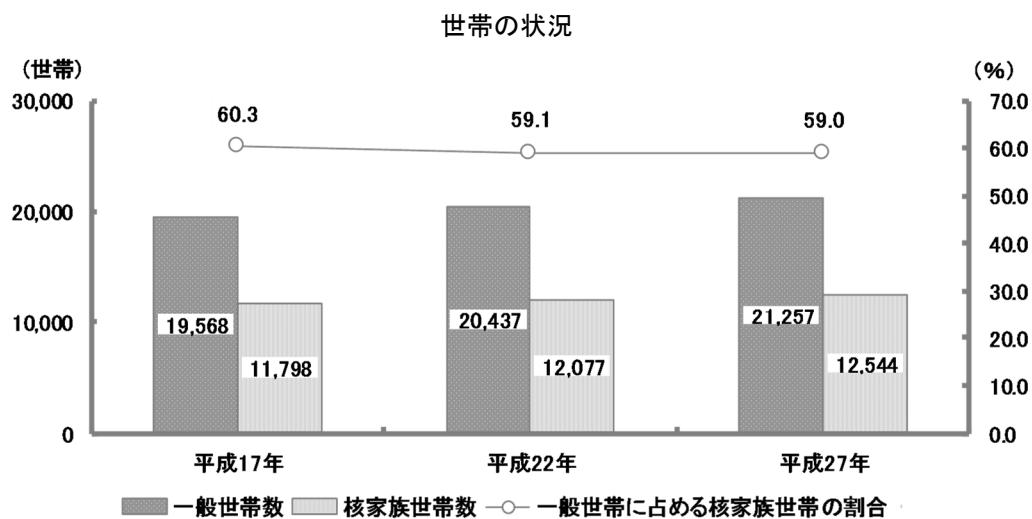
※県民 48 人（48.5 人）に 1 人が外国人。

資料：滋賀県国際協会（平成 30 年 12 月末現在）

## (2) 世帯の状況

### ① 一般世帯・核家族世帯の状況

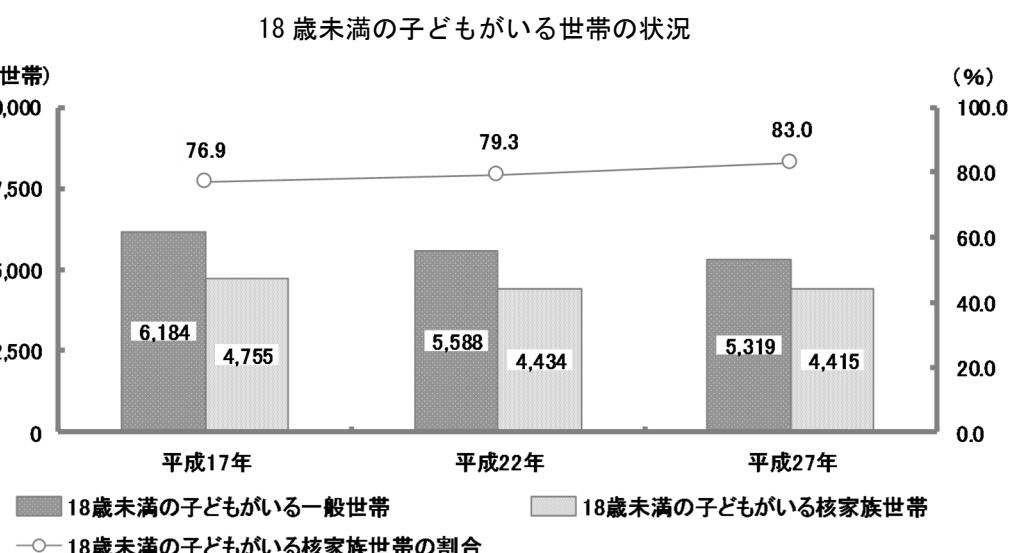
湖南市の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で12,544世帯となっています。一方、一般世帯に占める核家族世帯の割合は減少しています。



資料：国勢調査

### ② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

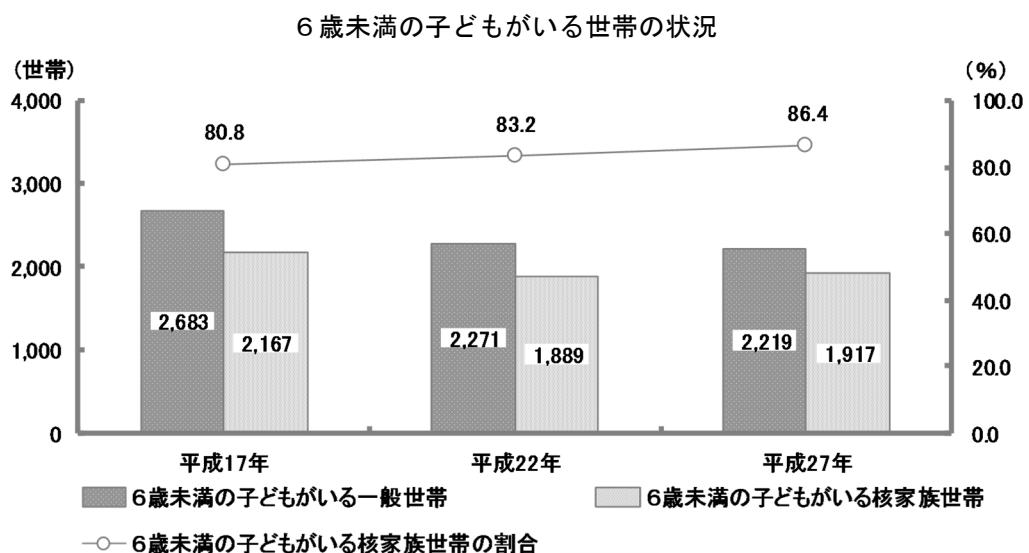
湖南市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で5,319世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯も減少しています。



資料：国勢調査

### ③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

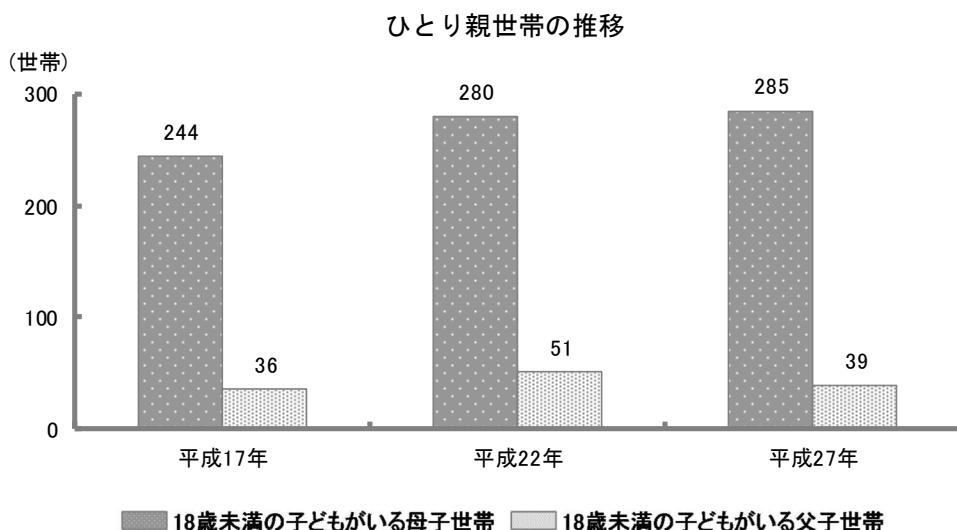
湖南市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で2,219世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯は、平成27年で1,917世帯となっています。



資料：国勢調査

### ④ ひとり親世帯の推移

湖南市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は年々増加しており、平成27年で285世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は横ばいで推移しています。



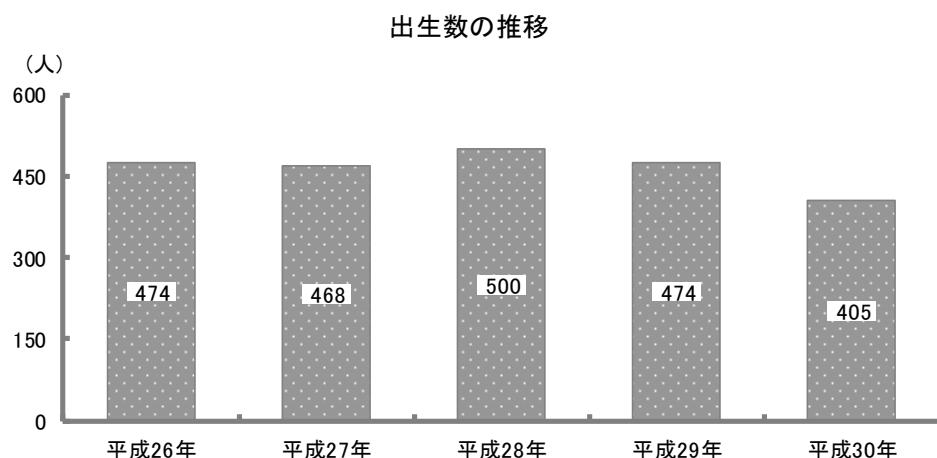
※国勢調査におけるひとり親世帯：母子・父子のみの世帯で祖父母同居世帯は除く

資料：国勢調査

### (3) 出生の状況

#### ① 出生数の推移

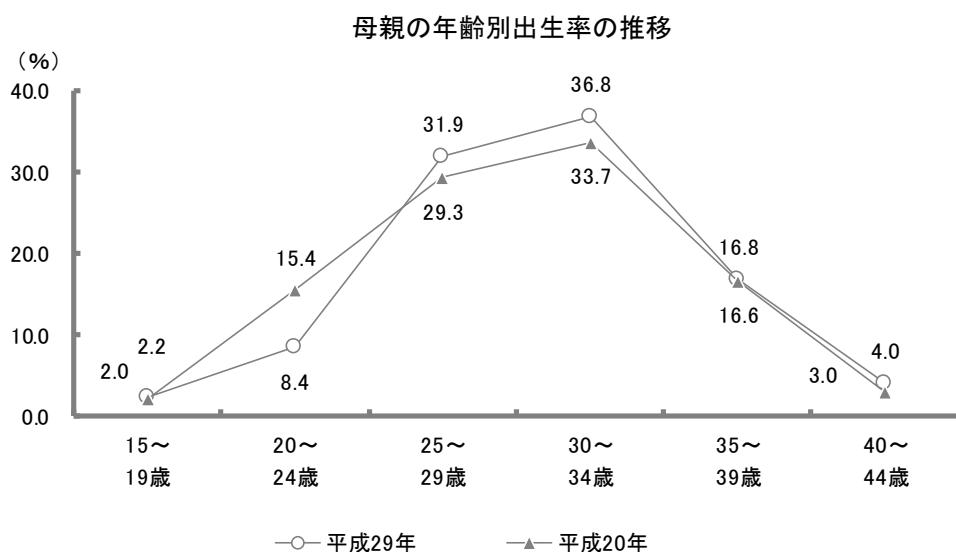
湖南市の出生数は、平成 30 年に大きく減少しており 405 人となっています。



資料：各都道府県人口動態統計

#### ② 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

湖南市の母の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成 20 年に比べ平成 29 年で、20~24 歳の割合が減少しているのに対し、25~44 歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

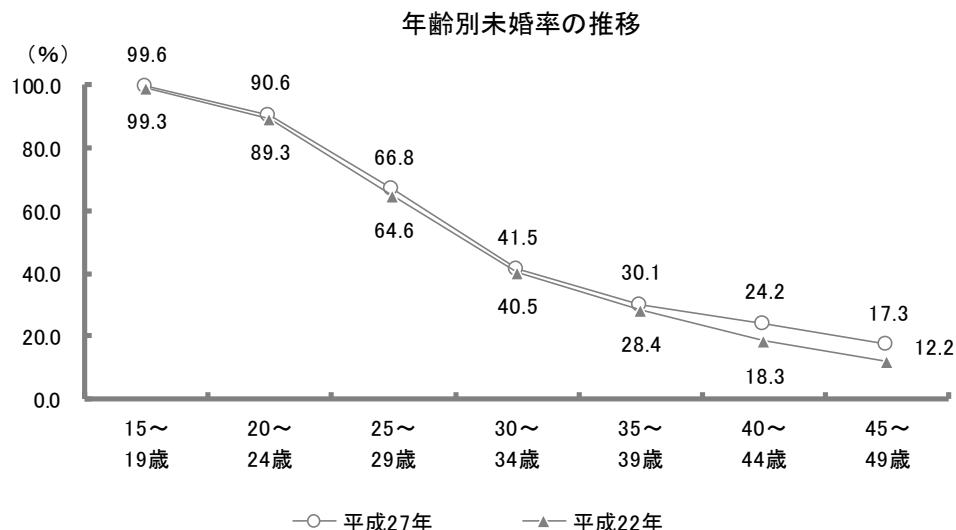


資料：厚生労働省 人口動態統計

## (4) 未婚・結婚の状況

### ① 年齢別未婚率の推移

湖南市の年齢別未婚率の推移をみると、平成 22 年に比べ平成 27 年で 35 歳以上の未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。

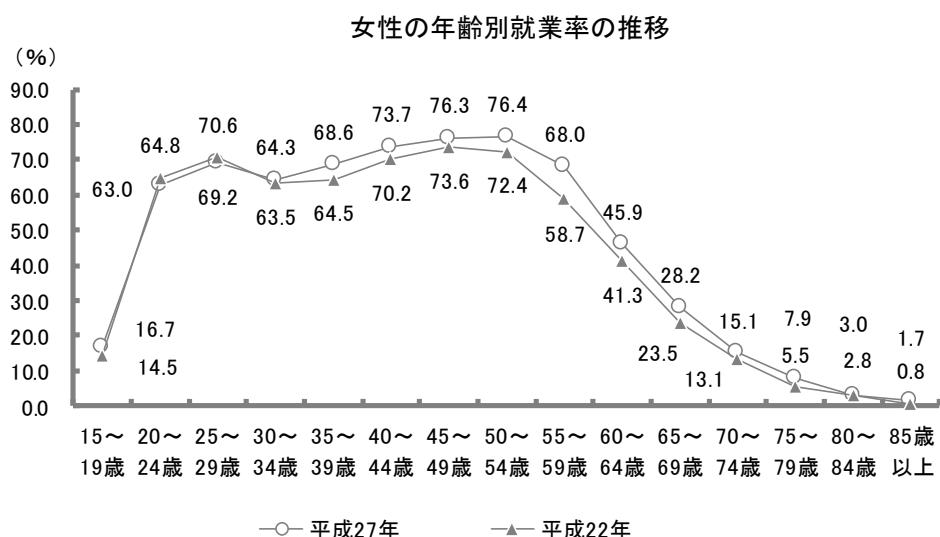


資料：国勢調査

## (5) 就業の状況

### ① 女性の年齢別就業率の推移

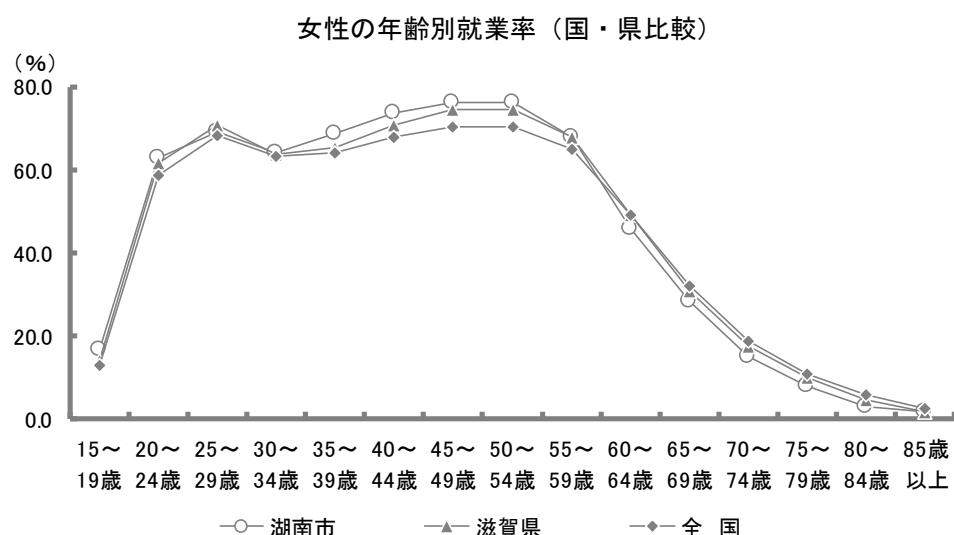
湖南市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30~39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

### ② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

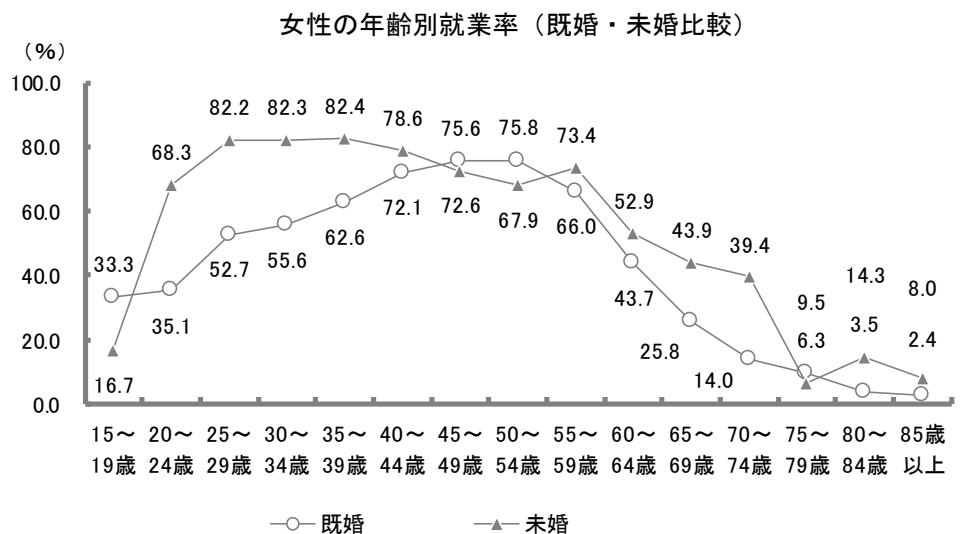
湖南市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、30歳から59歳にかけて全国、滋賀県よりも高くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

### ③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

湖南市の平成 27 年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に 20 歳代から 30 歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



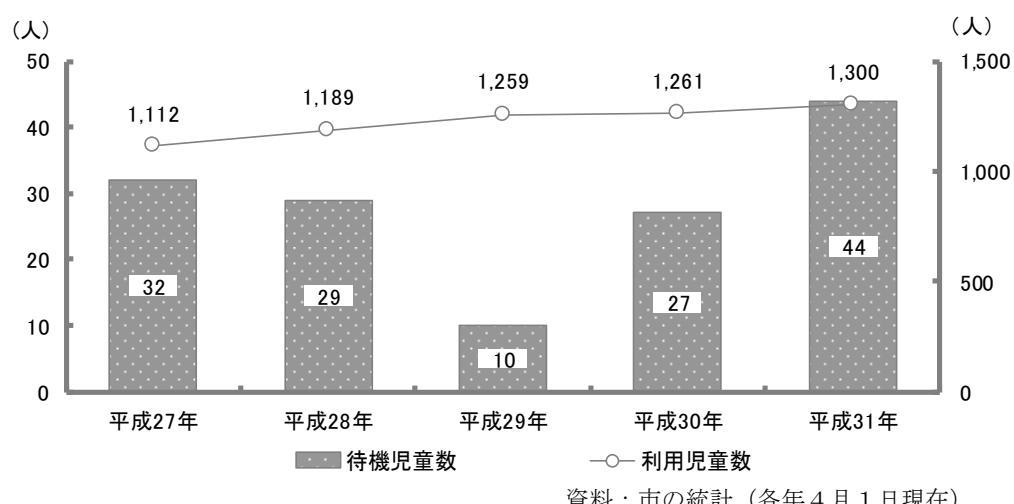
資料：国勢調査（平成 27 年）

## (6) 教育・保育サービスなどの状況

### ① 待機児童数・利用児童数の推移

湖南市の待機児童数の推移をみると、増減を繰り返し、平成31年で44人となっています。また、利用児童数の推移をみると、年々増加しており、平成31年で1,300人となっています。

待機児童数・利用児童数の推移



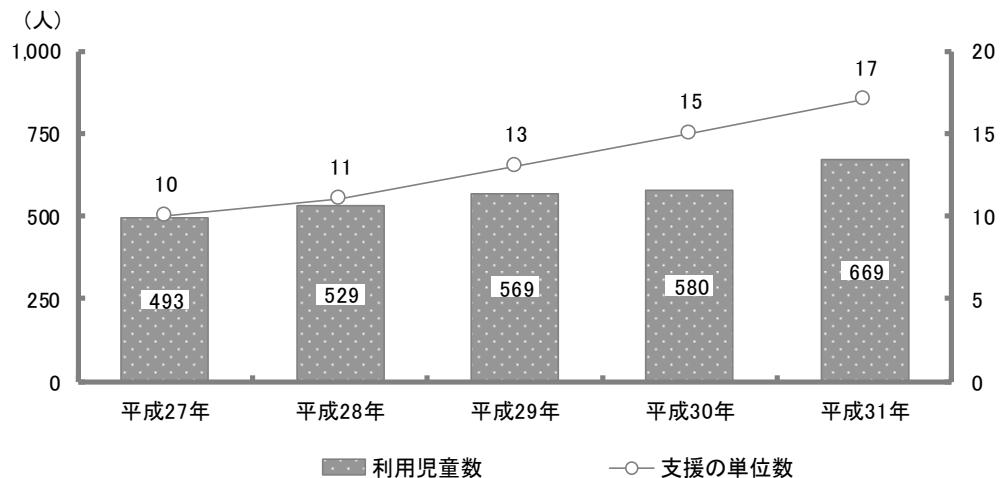
資料：市の統計（各年4月1日現在）

## (7) 放課後児童クラブ（学童保育所）の状況

### ① 放課後児童クラブの状況

湖南市の放課後児童クラブにおける児童の集団の規模を示す支援の単位は増加しています。利用児童数についても年々増加しており、平成31年で669人となっています。

放課後児童クラブの状況



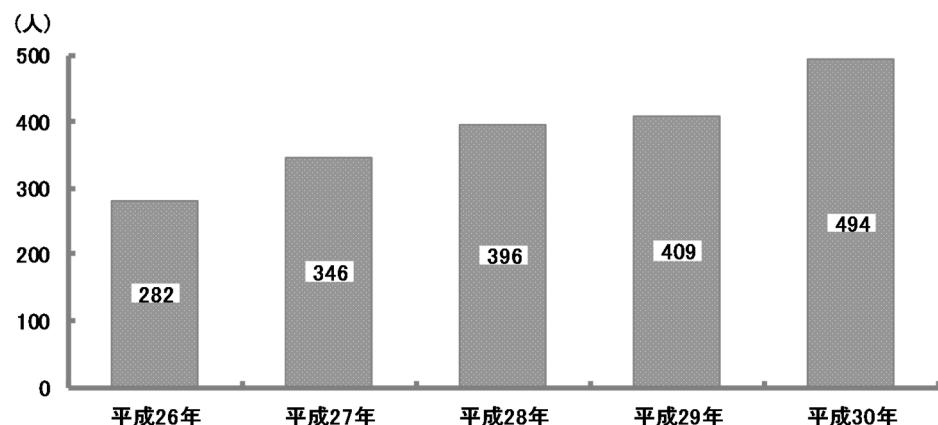
資料：市の統計（各年5月1日現在）

## (8) その他の状況

### ① 児童虐待通報件数（児童数）の推移

湖南市の児童虐待通報件数（児童数）は近年大きく増加しており平成30年では、494人となっています。

児童虐待通報件数（児童数）の推移

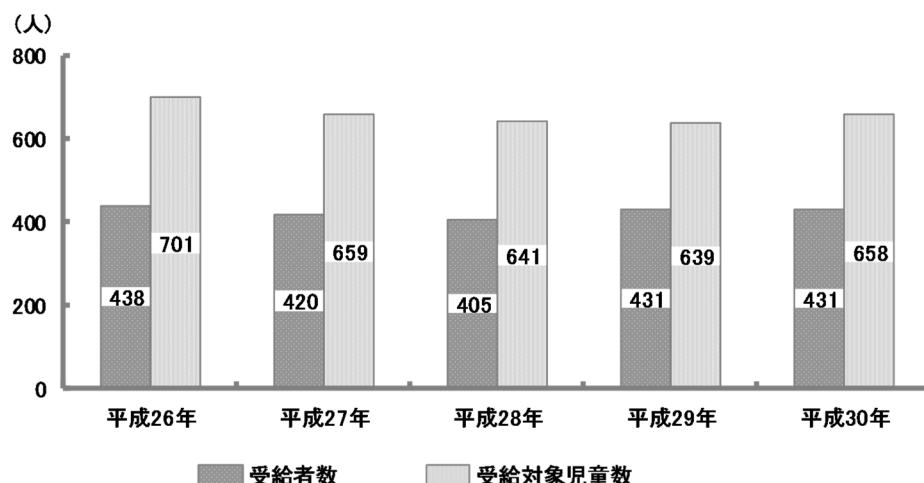


資料：市の統計

### ② 児童扶養手当受給者数の推移

湖南市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は増減を繰り返し、平成30年で受給者数が431人、受給対象児童数が658人となっています。

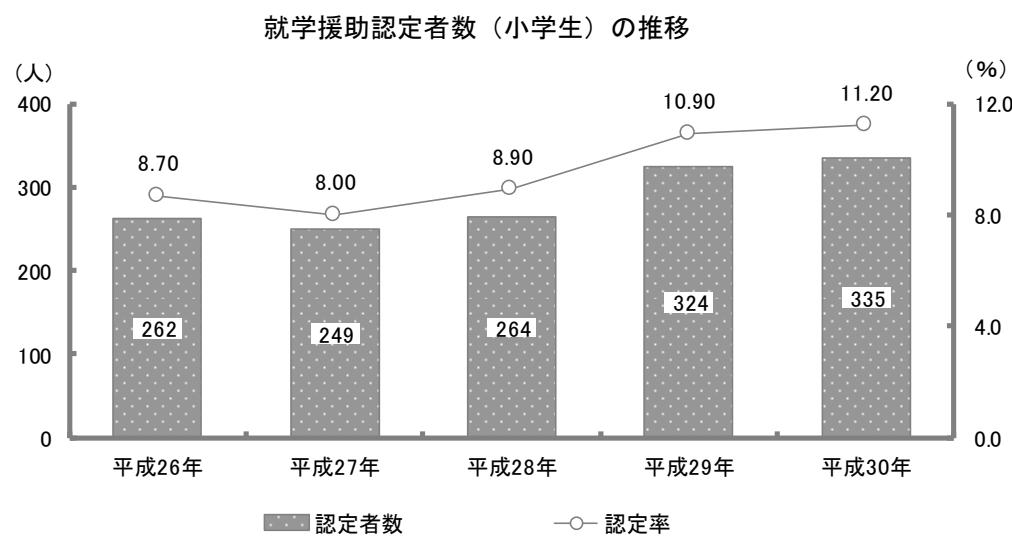
児童扶養手当受給者数の推移



資料：市の統計

### ③ 就学援助認定者数（小学生）の推移

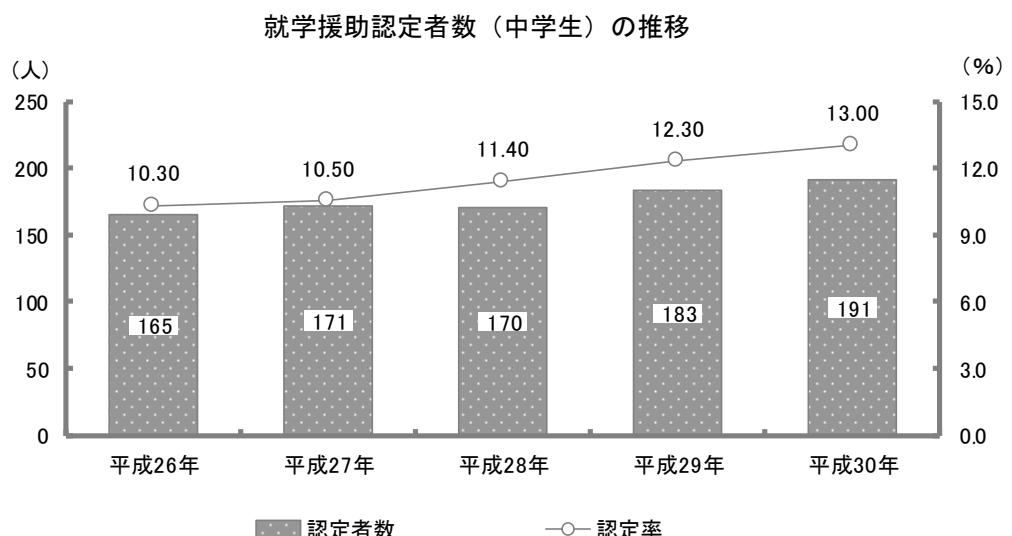
湖南市的小学生における就学援助認定者数・認定率は平成27年以降増加しており、平成30年で認定者数が335人、認定率が11.2%となっています。



資料：市の統計

### ④ 就学援助認定者数（中学生）の推移

湖南市の中学生における就学援助認定者数・認定率は年々増加しており、平成30年で認定者数が191人、認定率が13.0%となっています。



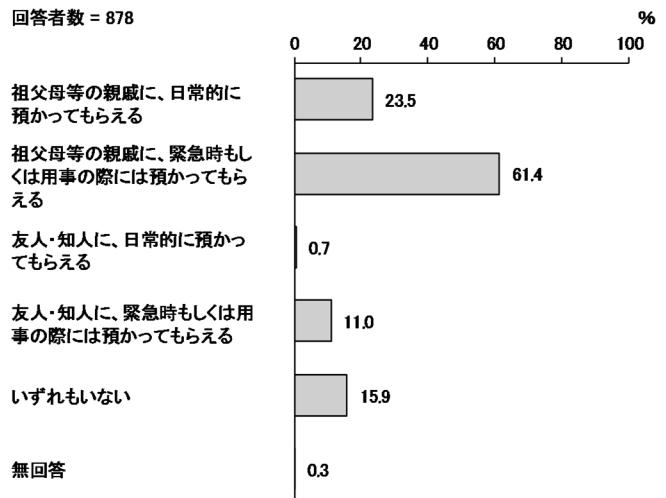
資料：市の統計

## 2 アンケート調査結果からみえる現状

### (1) 子どもと家族の状況について • • • • •

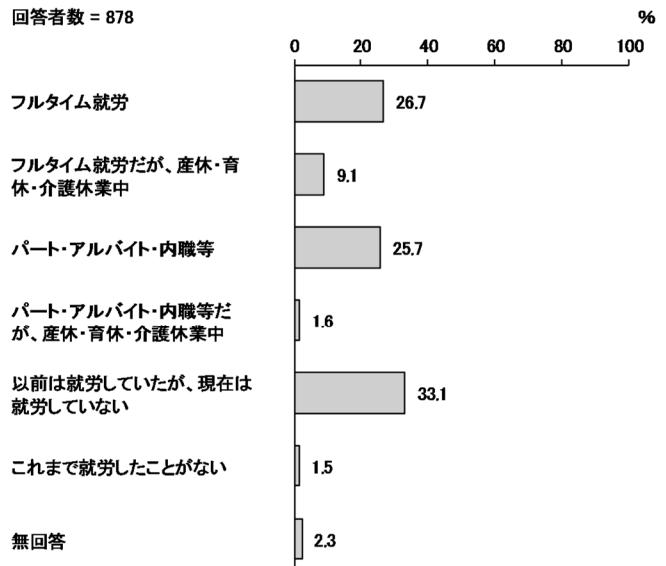
#### ① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「祖父母などの親戚に、緊急時もしくは用事の際には預かってもらえる」の割合が61.4%と最も高く、次いで「祖父母などの親戚に、日常的に預かってもらえる」の割合が23.5%、「いずれもいない」の割合が15.9%となっています。



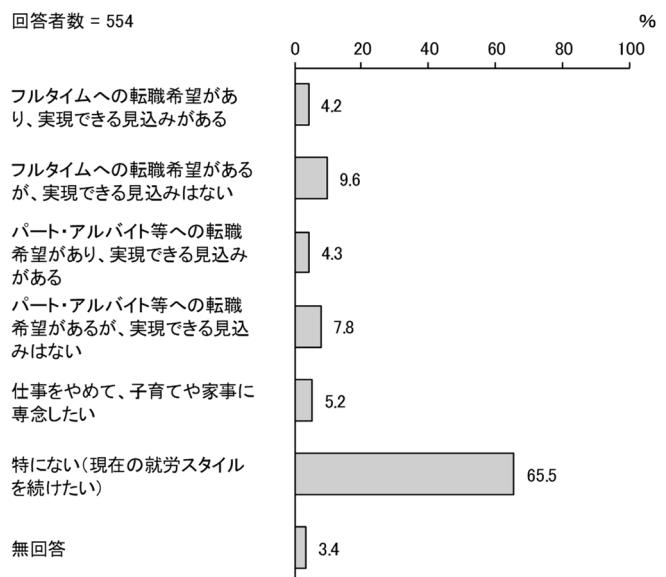
#### ② 母親の就労状況

「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が33.1%と最も高く、次いで「フルタイム就労」の割合が26.7%、「パート・アルバイト・内職など」の割合が25.7%となっています。



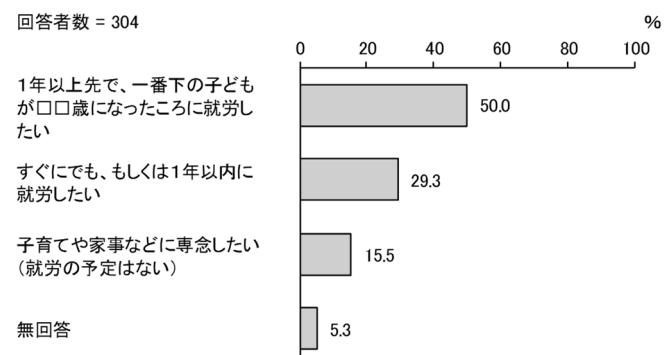
### ③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「特にない（現在の就労スタイルを続けたい）」の割合が65.5%と最も高くなっています。



### ④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

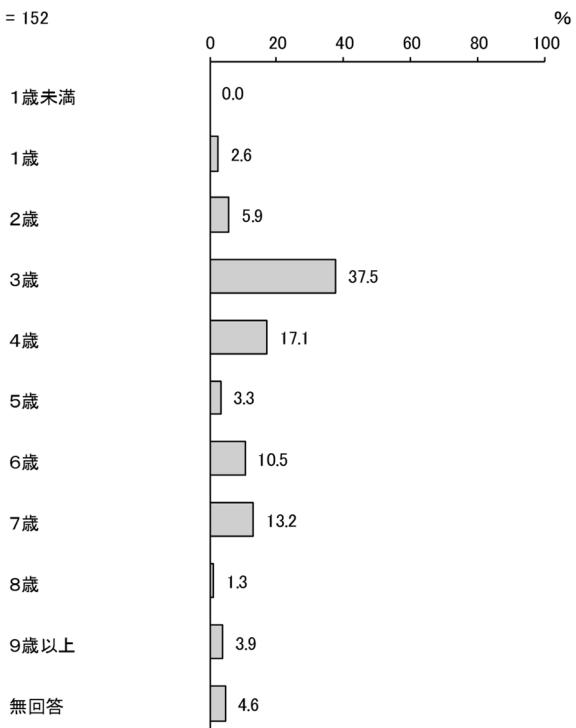
「1年以上先で、一番下の子どもが口々歳になったころに就労したい」の割合が50.0%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年内に就労したい」の割合が29.3%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が15.5%となっています。



##### ⑤一番下の子どもが（　　）歳になったころ就労希望

「3歳」の割合が37.5%と最も高  
回答者数 = 152

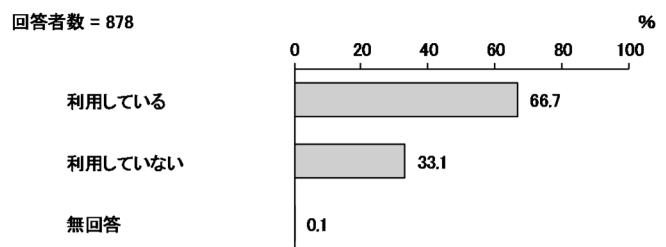
く、次いで「4歳」の割合が  
17.1%、「7歳」の割合が13.2%  
となってています。



#### (2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について •••••••

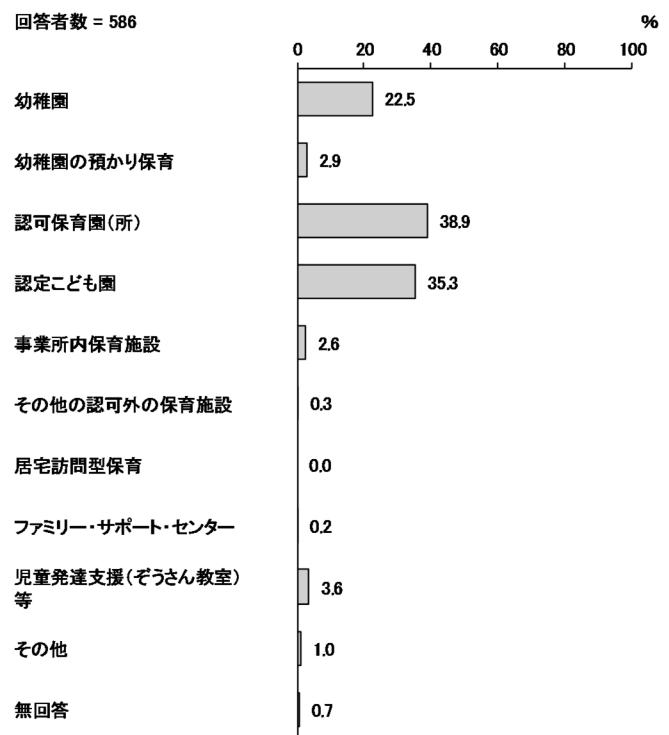
##### ① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が  
回答者数 = 878  
66.7%、「利用していない」の割合  
が33.1%となっています。



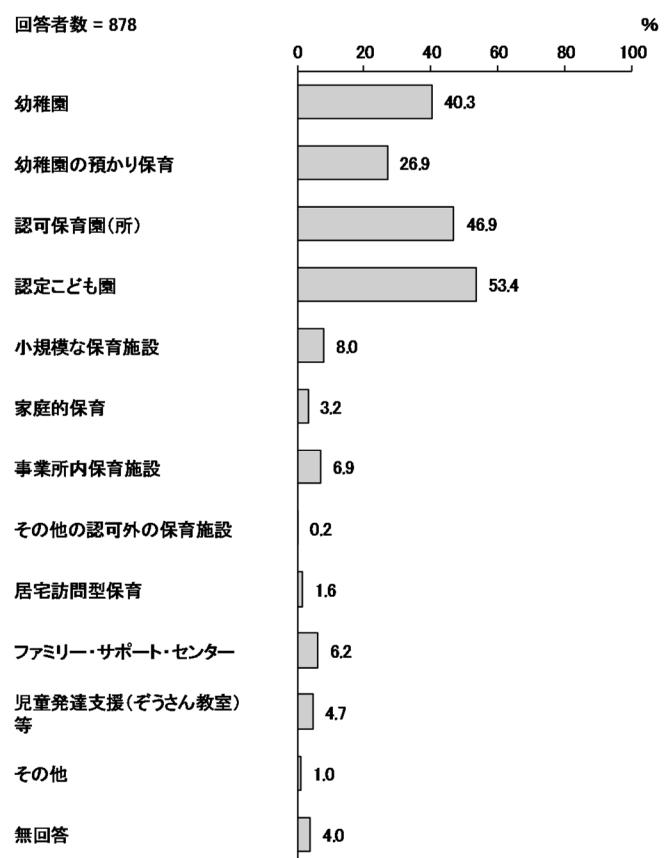
## ② 平日の定期的に利用している教育・保育事業

「認可保育園（所）」の割合が38.9%と最も高く、次いで「認定こども園」の割合が35.3%、「幼稚園」の割合が22.5%となっています。



## ③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

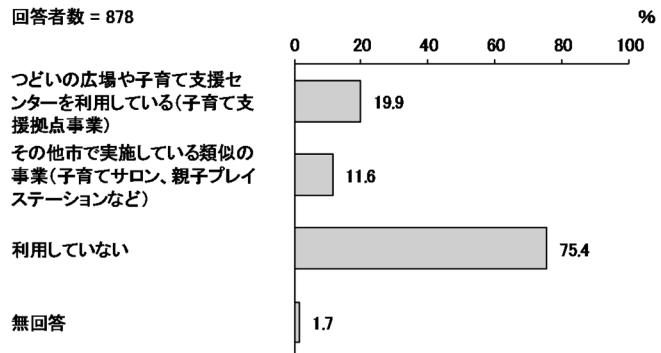
「認定こども園」の割合が53.4%と最も高く、次いで「認可保育園（所）」の割合が46.9%、「幼稚園」の割合が40.3%となっています。



### (3) 地域の子育て支援事業の利用状況について •••••

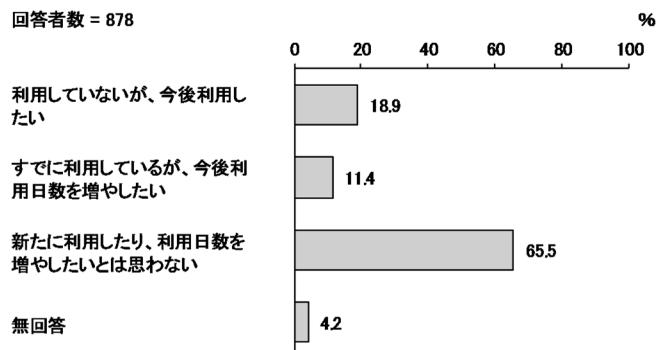
#### ① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」の割合が75.4%と最も高く、次いで「つどいの広場や子育て支援センターを利用している(子育て支援拠点事業)」の割合が19.9%、「その他市で実施している類似の事業(子育てサロン、親子プレイステーションなど)」の割合が11.6%となっています。



#### ② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

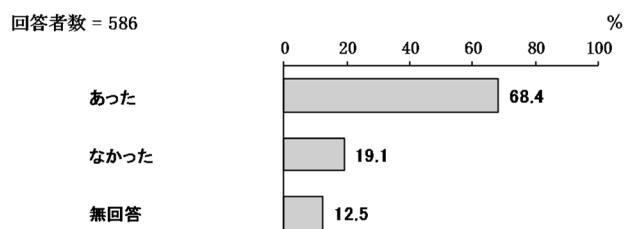
「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が65.5%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が18.9%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と答えた割合が11.4%、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が11.4%となっています。



### (4) 病気などの際の対応について •••••

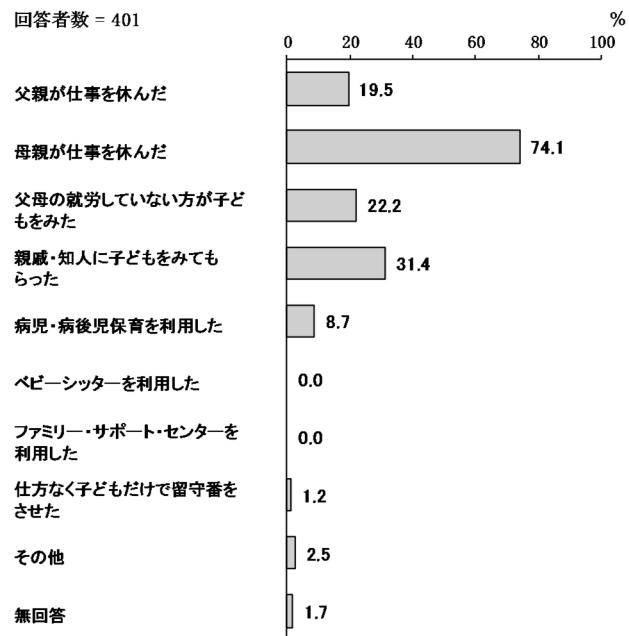
#### ① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が68.4%、「なかった」の割合が19.1%となって います。



## ② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

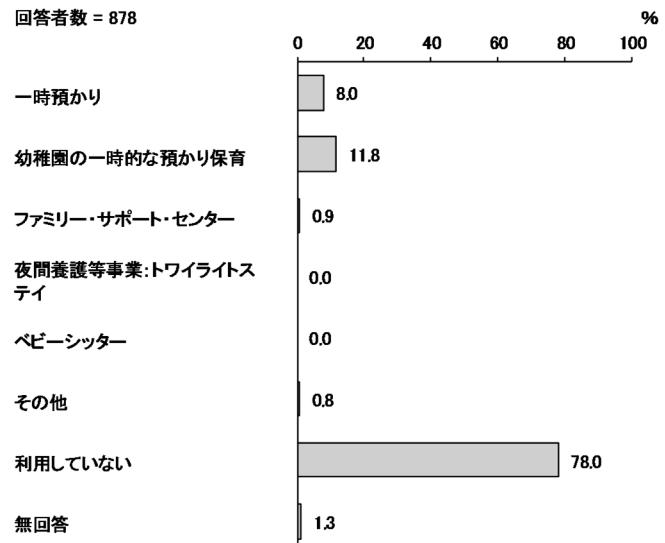
「母親が仕事を休んだ」の割合が74.1%と最も高く、次いで「親戚・知人に子どもをみてもらった」の割合が31.4%、「父母の就労していない方が子どもをみた」の割合が22.2%となっています。



## (5) 一時預かりなどの利用状況について •••••••

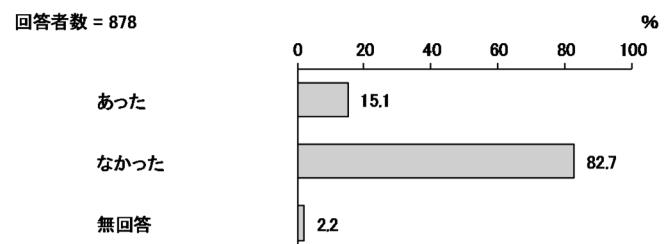
### ① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が78.0%と最も高く、次いで「幼稚園の一時的な預かり保育」の割合が11.8%となっています。



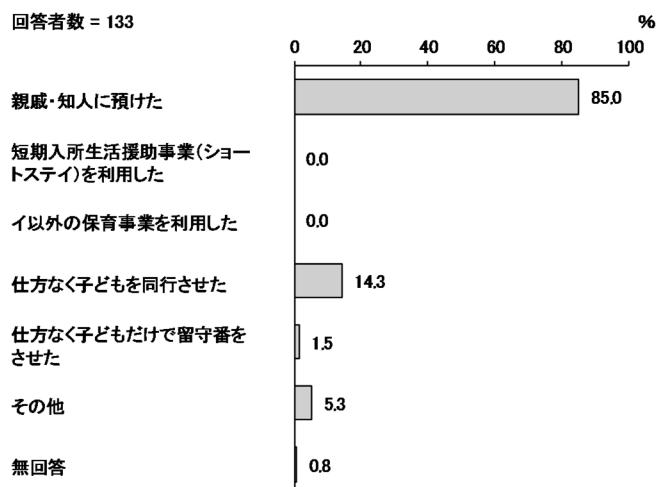
### ② 宿泊を伴う一時預かりなどの有無と対応

「あった」の割合が15.1%、「なかった」の割合が82.7%となっています。



## 【あった場合の対応】

「親戚・知人に預けた」の割合が85.0%と最も高く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」の割合が14.3%となっています。

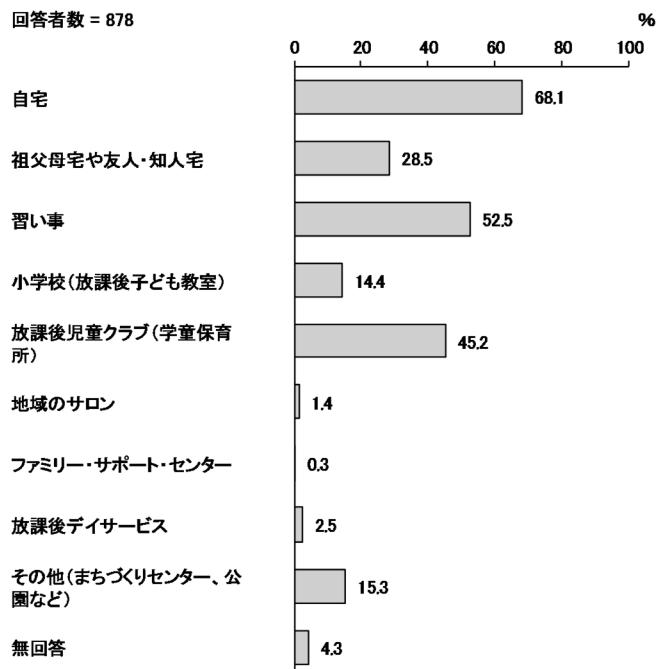


※イ：短期入所生活援助事業（ショートステイ）

## (6) 小学校就学後の過ごさせ方について • • • • •

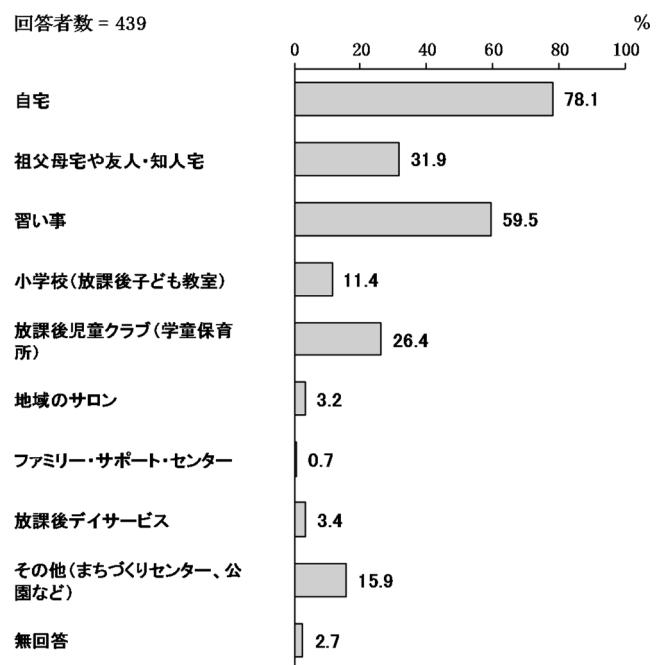
### ① 就学前児童保護者の小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が68.1%と最も高く、次いで「習い事」の割合が52.5%、「放課後児童クラブ（学童保育所）」の割合が45.2%となっています。



## ② 就学児童保護者の小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所

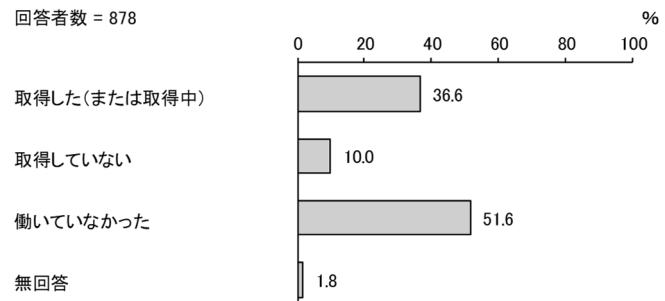
「自宅」の割合が78.1%と最も高く、次いで「習い事」の割合が59.5%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が31.9%となっています。



## (7) 育児休業制度の利用状況について ••••••

### ① 母親の育児休業の取得状況

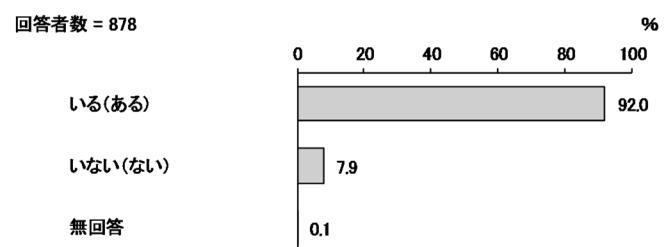
「働いていなかった」の割合が51.6%と最も高く、次いで「取得した(または取得中)」の割合が36.6%、「取得していない」の割合が10.0%となっています。



## (8) 相談の状況について ••••••

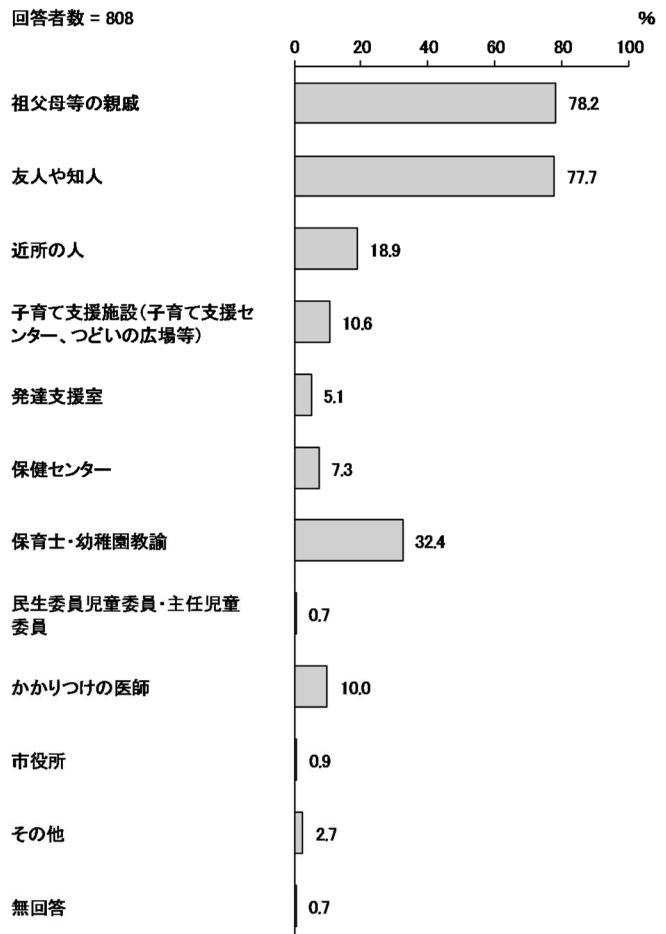
### ① 就学前児童保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる(ある)」の割合が92.0%、「いない(ない)」の割合が7.9%となっています。



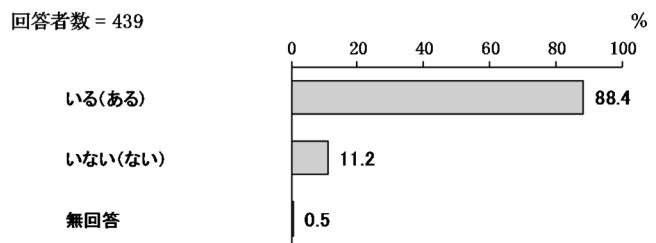
## ② 就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「祖父母などの親戚」の割合が78.2%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が77.7%、「保育士・幼稚園教諭」の割合が32.4%となっています。



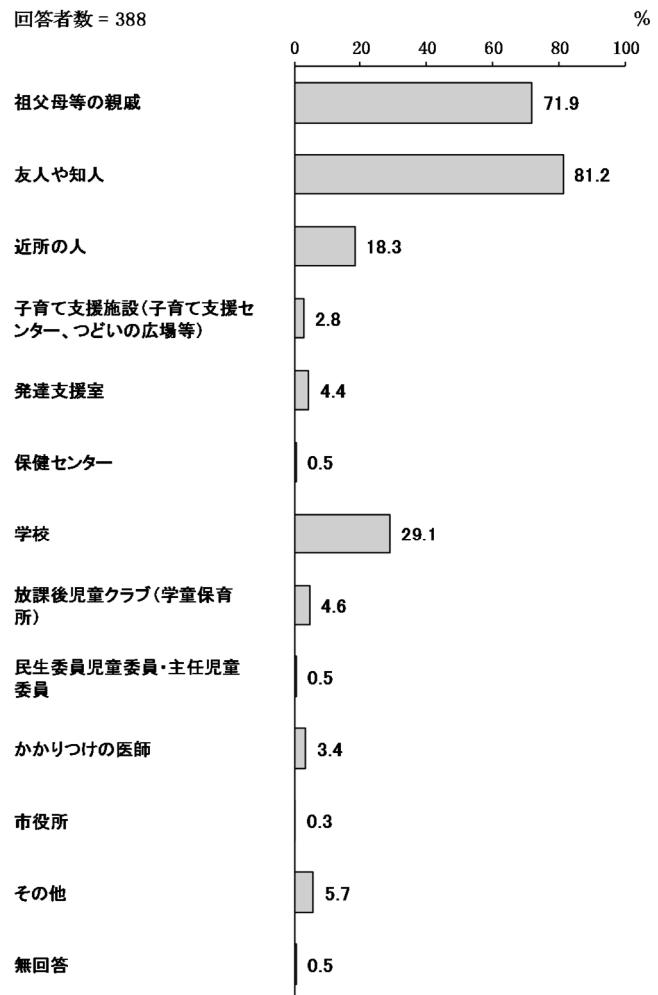
## ③ 就学児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる(ある)」の割合が88.4%、「いない(ない)」の割合が11.2%となっています。



#### ④ 就学児童の保護者の気軽に相談できる相談先

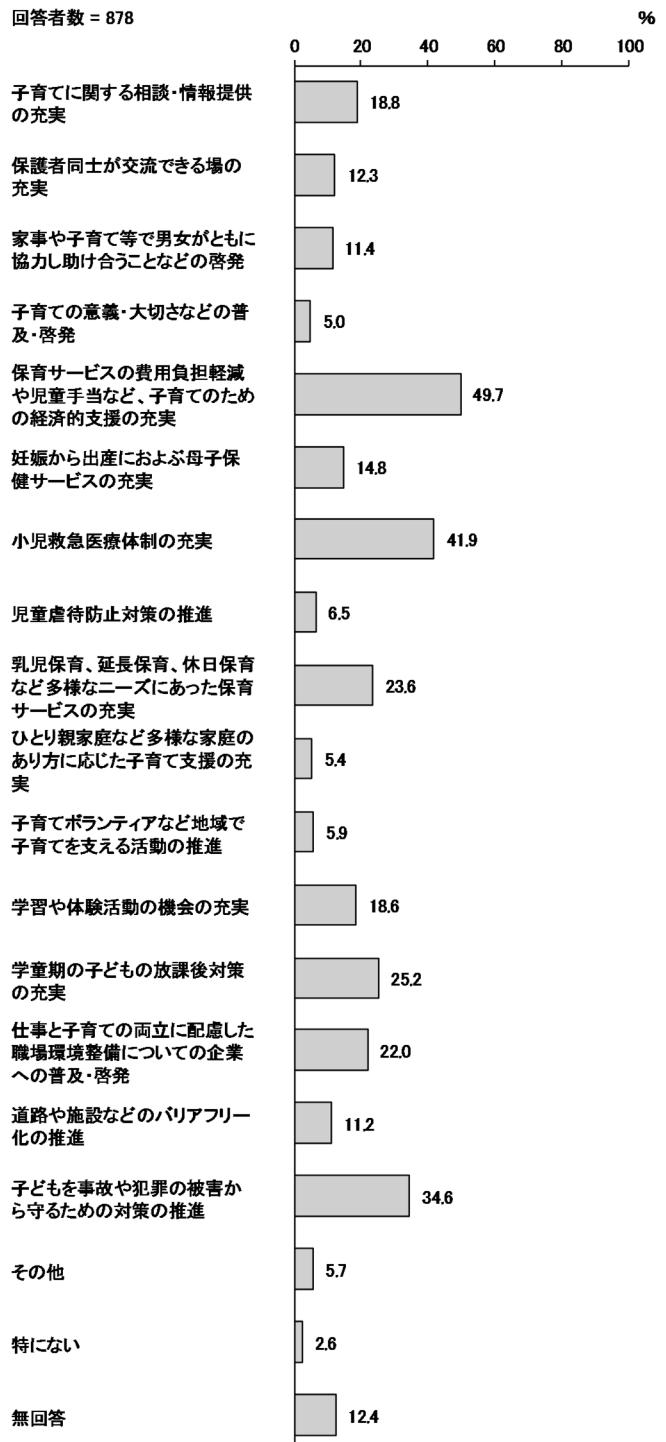
「友人や知人」の割合が81.2%と最も高く、次いで「祖父母などの親戚」の割合が71.9%、「学校」の割合が29.1%となっています。



## (9) 子育て全般について

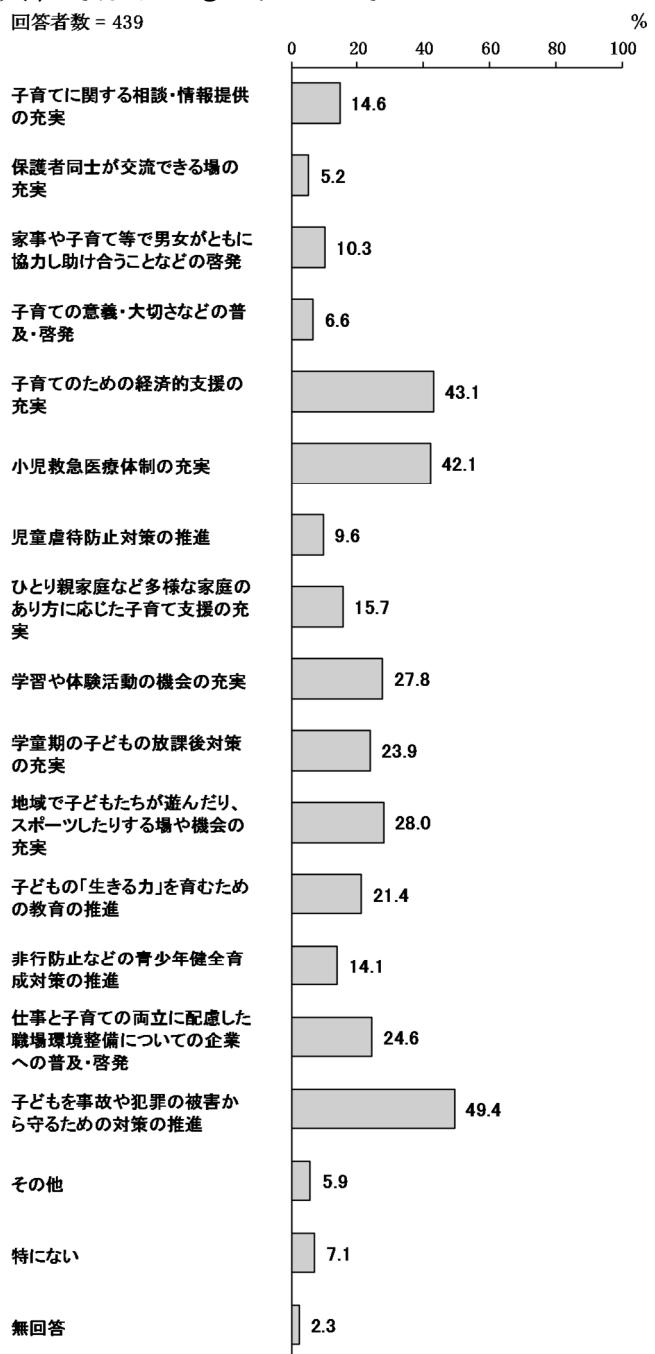
### ① 就学前児童の子育て支援でもっと力を入れてほしいものについて

「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」の割合が49.7%と最も高く、次いで「小児救急医療体制の充実」の割合が41.9%、「子どもを事故や犯罪の被害から守るために対策の推進」の割合が34.6%となっています。



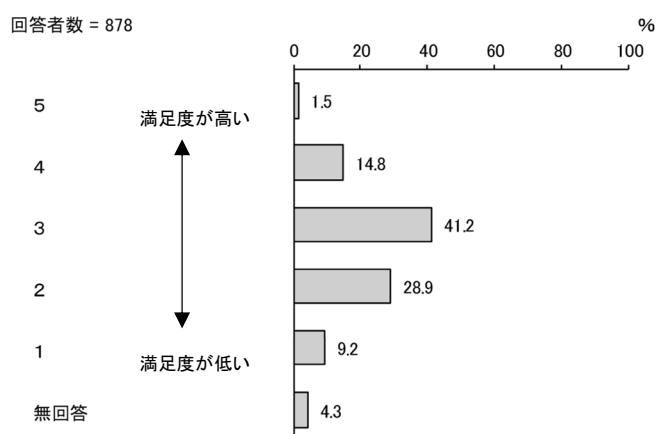
## ② 就学児童の子育て支援でもっと力を入れてほしいものについて

「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」の割合が49.4%と最も高く、次いで「子育てのための経済的支援の充実」の割合が43.1%、「小児救急医療体制の充実」の割合が42.1%となっています。



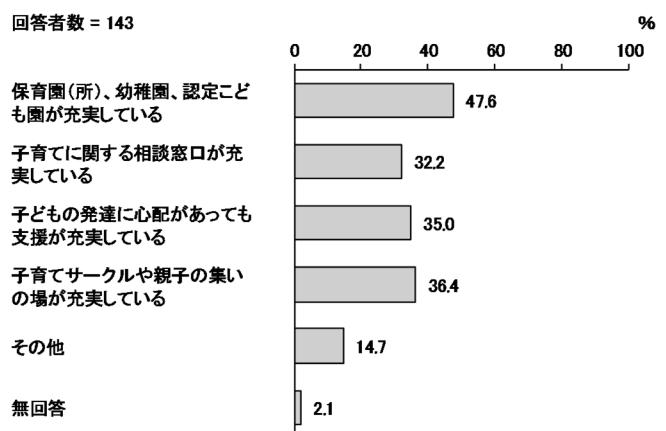
### ③ 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が 41.2%と最も高く、次いで「2」の割合が 28.9%、「4」の割合が 14.8%となっていきます。



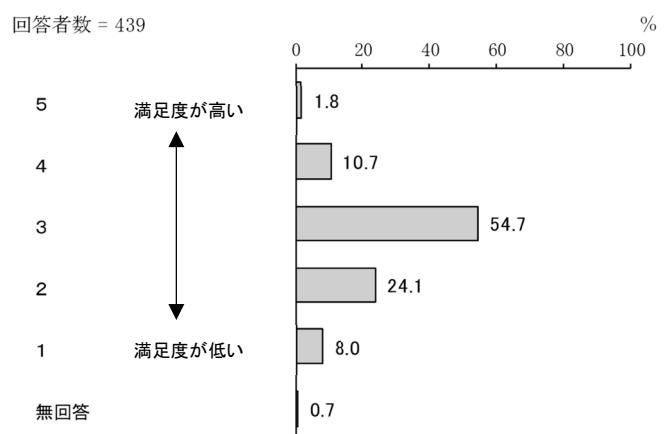
### ④ 就学前児童保護者の満足度が高い理由

「保育園(所)、幼稚園、認定こども園が充実している」の割合が 47.6%と最も高く、次いで「子育てサークルや親子の集いの場が充実している」の割合が 36.4%、「子どもの発達に心配があっても支援が充実している」の割合が 35.0%となっています。



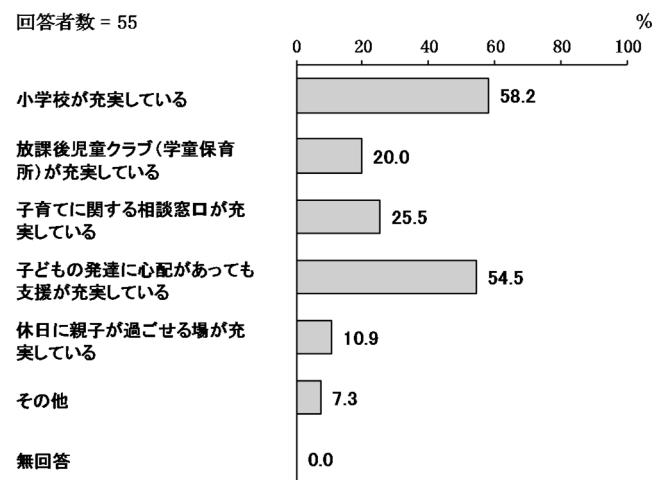
### ⑤ 就学児童の保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が 54.7%と最も高く、次いで「2」の割合が 24.1%、「4」の割合が 10.7%となっています。



## ⑥ 就学児童保護者の満足度が高い理由

「小学校が充実している」の割合が58.2%と最も高く、次いで「子どもの発達に心配があっても支援が充実している」の割合が54.5%、「子育てに関する相談窓口が充実している」の割合が25.5%となっています。



### 3 湖南市の子どもと家庭を取り巻く課題

湖南市子ども・子育て支援事業計画の基本方針ごとに湖南市の子どもや子育てを取り巻く課題を整理しました。

#### (1) みんなで支える湖南市の子どもと子育て · · · · ·

- 家庭教育や子育てについては、個々の家庭の努力を促すとともに、子どもの発達段階に応じて親も学ぶことができるよう支援していくことが必要です。湖南市では、もぐもぐ教室や世代間交流、親子ふれあい事業などを通じて、親育ち、家庭教育を推進しています。アンケート調査では、子育ての環境の満足度が高い理由として、就学前保護者では、「子育てサークルや親子の集いの場が充実している」の割合が高くなっています。引き続き、様々な機会を通じて、親育ち、家庭教育を推進していく必要があります。
- 国においては、仕事と家庭の両立について、女性の育児休業取得率は、制度の着実な定着が図られているものの、男性の取得率が依然と低いままであることが問題となっています。湖南市においては、アンケート調査では、国と同様、母親の育児休業の取得はすすんでいますが、父親の取得は低い状況です。また、母親が育児休業制度を取得した人でも、希望する保育園などへ入園するために、育児休業後の復帰時期を希望より早くした人が多く、待機児童の懸念から復帰時期を希望より早めている保護者が多いことが予測されます。  
今後は、育児休業制度の利用をさらに促進するとともに、待機児童対策など、教育・保育サービスの量の確保を行い、一人ひとりの希望する子育てが実現できる環境づくりをすすめることが必要です。
- 国においては、男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準であり、こうした男女とも仕事と生活の調和をとることが難しい状況が女性の継続就業を困難にしているとの指摘もあります。アンケート調査では、子育てや教育を主に行っている人は「父母ともに」の割合が最も高いものの、「母」の割合が約4割となっており、父親の家事・育児への参画を促進することが必要です。

- 地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係やさまざまな体験の機会を通じて、子どもの健やかな成長に重要な役割をもっています。しかし、近所付き合いをする人が減少傾向にあるほか、アンケート調査においても、地域活動やイベントなどに参加していない子育て家庭がいるなど、地域におけるつながりの希薄化が懸念されています。

国においては、学童保育及び放課後子ども教室を一体的にまたは連携して実施することを目標としており、全ての児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができるよう、子どもの主体性を尊重し、自主性、社会性などのより一層の向上を図ることが求められています。湖南市では、困窮世帯の子どもに対する居場所づくりとして、各学校で学習支援事業に取り組んでいます。

子どもや親が、さまざまな人との交流、地域との関わりを通して、子どもが社会性を身につけられるよう、多様な体験・活動・交流ができる機会を提供するとともに、子どもたちや子育て家庭が、ずっと湖南市で暮らしたい、子育てすることが楽しいと感じられるように、地域全体で子育てを応援していく地域づくりが必要です。

- アンケート調査では、子育てに関する事業の認知度が低い事業も見られます。安心して子育てするためには、子育て支援サービスなど情報提供を充実し、子育て家庭へ広く周知を図るとともに、円滑な利用につながるよう利用者支援の体制を整えていくことが必要です。

## (2) 多様なニーズに応える子育て支援

- 湖南市では、待機児童数は平成31年4月1日時点で44人と平成30年度より増加しています。国においては、「子育て安心プラン」において、令和2年度末までに待機児童の解消を目指すとしており、湖南市においても待機児童の解消が求められます。

アンケート調査では、保護者の就労希望で、母親ではパートタイムなどからフルタイムの転換希望や未就労から就労を希望する保護者がおり、潜在的な保育ニーズがみられます。

今後も保護者の就労状況の変化を踏まえ、教育・保育ニーズの量の確保を行うことが必要です。

- 子どもが病気やけがで園や学校を欠席したり、学童保育所の利用ができなかったりした人で、「できれば病児・病後児保育施設などを利用したい」が就学前保護者で約4割、小学生保護者で約2割となっており、病児・病後児保育など、多様な保育サービスのニーズに対応していくことが重要です。
- 保護者が安心して働き続けられるためには、教育・保育の量の確保だけでなく、質の確保も必要です。  
アンケート調査では、教育・保育事業を利用している理由として、「子どもの教育や発達のため」が4割となっており、保護者の教育・保育について質の面のニーズも高いことがうかがえます。  
幼児期は、人間形成の基礎が培われる大切な時期です。一人ひとりの個性を生かし、可能性を伸ばすことができる教育・保育を推進するため、幼児教育関係者のスキル及び専門性の向上を図り、幼児教育の質の向上を図ることが必要です。
- 近年の女性就業率の上昇などにより、更なる共働き家庭などの児童数の増加が見込まれる中、放課後の受け皿が不十分などで、子どもが小学校に入学すると、これまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況となる、いわゆる「小1の壁」を打破することが求められています。  
アンケート調査では、放課後の過ごし方について、就学前保護者で「放課後児童クラブ」を希望する人が4割以上と、放課後児童クラブのニーズが高いことがうかがえます。一方で、小学生保護者では、就学前に比べ「放課後児童クラブ」を希望する割合が低く、今後も引き続き、放課後の過ごし方のニーズを把握していく必要があります。
- 発達に支援が必要な子どもや、外国にルーツをもつ子どもをはじめ、子育て支援のニーズが多様化しており、それぞれに対して丁寧に対応していく必要があります。
- アンケート調査では、子どもを虐待しているのを発見したときは「通告の義務」があることの認知度は8割となっています。また、子どもに対して思わずたたいたり、子どもの心を傷つけてしまうような言動をしたり、子どもの世話をしないことがある割合は約3割となっており、虐待に近い行為に及んでいる状況もうかがえます。

今後も児童虐待予防の広報・啓発の充実に努めるとともに、湖南市要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し、連携、支援できる体制を強化する必要があります。

- 国においては、ひとり親家庭など経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼすいわゆる子どもの貧困が問題となっています。生活困窮家庭においては、貧困が親から子どもに引き継がれる「貧困の連鎖」が課題となっており、これを断ち切るための支援が求められています。

子どもの貧困に関する実態調査では、非生活困難層に比べ生活困難層において、朝食の欠食や、孤食、塾や習い事をしていないなど、生活習慣や学習状況などに差があり、学習支援なども含め、家庭の経済状況に関わらず、子どもの健やかな育ちを支援する必要があります。

### (3) 子どもと子育てをとりまく環境づくり ······

- 少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている親が増加しています。

湖南市では、平成29年度に子育て世代包括支援センターとして、「子育て応援サポートセンター」を設置し、各種健診や教室、相談などを通じて支援が必要な家庭に対して、妊娠期からの切れ目のない支援を実施しています。アンケート調査では、子育ての環境の満足度が高い理由として、「子どもの発達に心配があっても支援が充実している」「子育てに関する相談窓口が充実している」の割合が高くなっています。引き続き、安心して出産・子育てができるよう、切れ目のない支援をしていく必要があります。

また、アンケート調査では、就学前保護者で日頃悩んでいることとして「食事や栄養に関するこころ」の割合が高く、保護者も含めた幼少期からの食育を推進していくことが重要です。

- 子どもや子育て家庭が、安心・快適な生活を送るためにには、安全・安心な地域づくりを推進することが重要です。

湖南市では、子ども110番プレートの設置をはじめ、交通立ち番や巡回パトロール、おかれり運動など地域と連携し、安心・安全な子育て環境づくりを行っています。

近年、全国的にも子どもが巻き込まれる交通事故や事件などが多発しており、アンケート調査においても、就学前保護者で外出の際に困ることは、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」の割合が高くなっています。引き続き、交通安全施設の整備、地域の防犯活動を促進し、子どもと子育て家庭が安心・快適な生活を送れる環境づくりをすすめることが必要です。



## **第3章 計画の基本理念、基本方針**

本計画においては、「湖南市子ども・子育て支援事業計画」で掲げた基本理念「すべての子どもの健やかな育ちを保障するまち湖南市をめざして」を引き続き継承し、計画の基本的な視点をさらに明確に反映し、これから湖南市を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、すべての子どもの健やかに育つことのできるまちをめざします。



### すべての子どもの健やかな育ちを保障するまち 湖南市をめざして



## 2 基本的な視点

### (1) 子どもの視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情のもとに養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。子どもの視点に立ち、幼児期の人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長と発達が保障され、「児童の権利に関する条約」に定められている「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす取り組みを進めます。

### (2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるよう、子育ての中心となる親、家庭の役割が重要となっています。保護者としての自覚と責任をもち、喜びや楽しさを感じながらゆとりをもって子育てができるよう、そして楽しく愛情のある子育てを次代につなぐことが必要です。

### (3) サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行などの社会環境の変化、住民の価値観の多様化、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズの多様化など、これらに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが必要です。

なかでも、利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。このため、サービスの質を向上させていくといった視点から、人材の確保と資質の向上を図ることが必要です。

#### （4）市民全体で支え合う視点 •••••

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

インクルーシブやソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の考え方を踏まえ、「あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として込み、支え合う」地域社会を目指し、子どもが健やかに成長し、子育て家庭が安心して子育てできる環境づくりのために、身近な地域で子どもや子育てを見守り、行政だけではなく地域全体で子育てを支援できるような仕組みづくりに取り組みます。

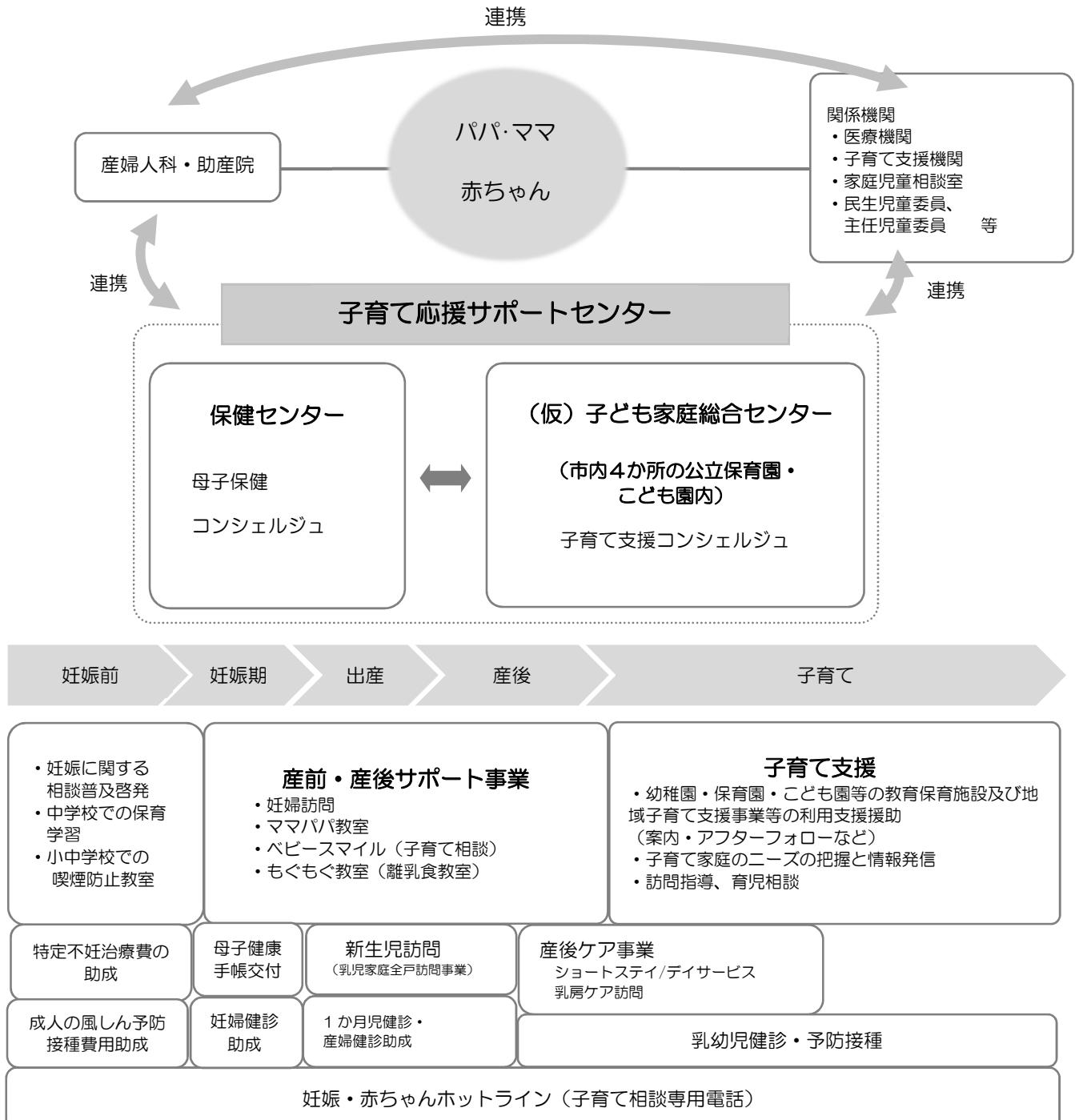
#### （5）仕事と生活の調和の実現の視点 •••••

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」において、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、少子化対策や子育て支援の観点からも重要です。

#### （6）妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点 •••••

「妊娠・出産支援」を含めて妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進することは、それらに関する市民の希望を実現するためにも必要です。地域の創意工夫のもと、湖南市の実情に応じた支援の展開が必要です。

○湖南省の妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援



## (7) すべての子どもと家庭への支援の視点

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。また、貧困家庭においては、貧困の世代間連鎖を断ち切り、すべての家庭で子どもが必要な支援・教育を受けられるようにすることが重要です。

そのためにも、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方などに関する保護者への支援を行うことが重要です。

## (8) 湖南市らしさの視点

湖南市では、全国に先駆けて発達支援システムを構築し、支援の必要な子どもに対し、乳幼児期から学齢期・就労期までのライフステージに応じて、教育・福祉・保健・医療・就労に及ぶ関係機関の連携による支援を提供しています。

アンケート調査においても、保護者の地域の子育ての満足度が高い理由として、「子育てに関する相談窓口が充実している」や「子どもの発達に心配があっても支援が充実している」の割合が高く、これまでの取り組みの評価がでていると考えられます。

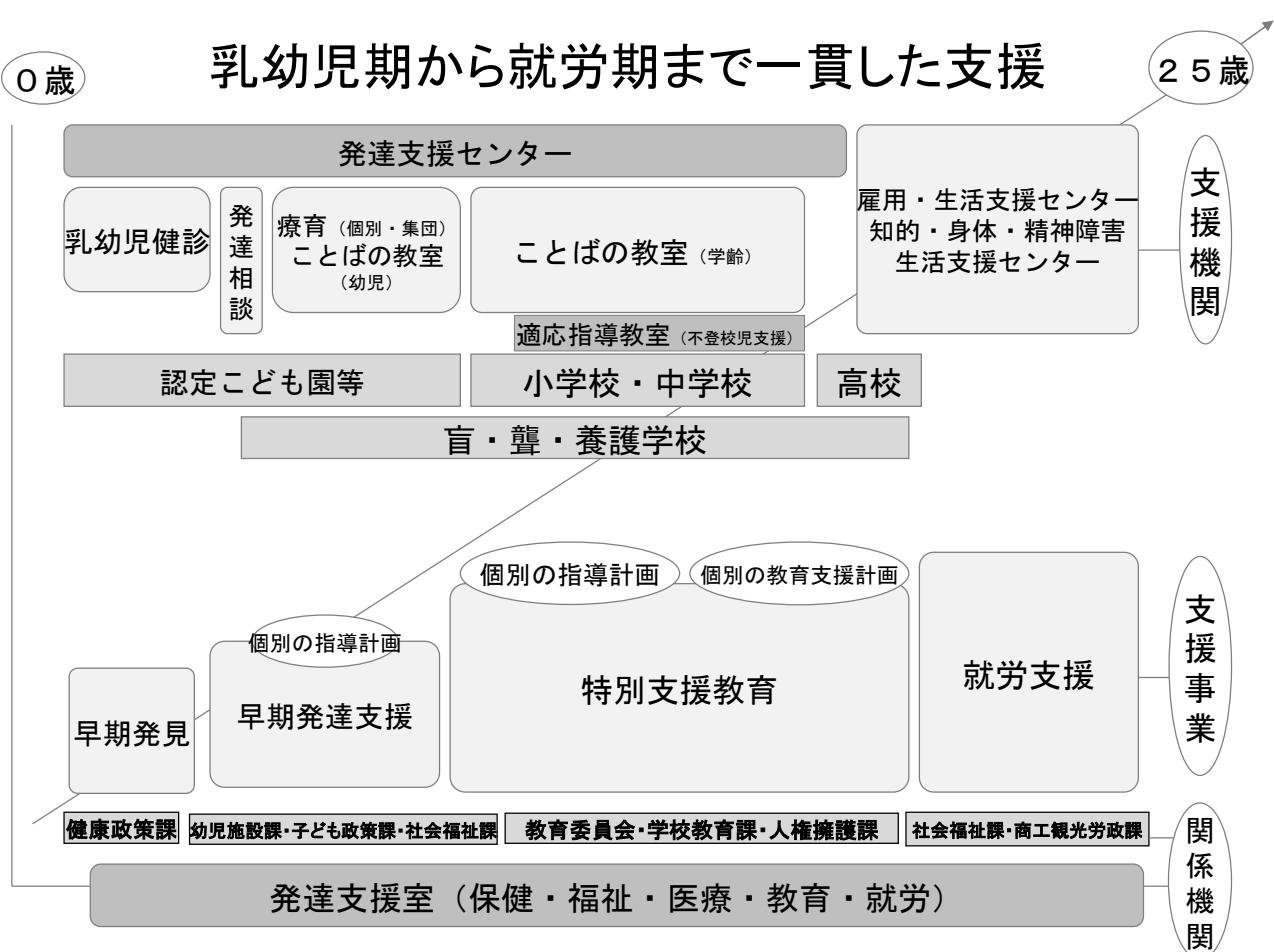
一方で、地域の子育て環境の変化により、子育ての不安感・負担感の増大、子育て家庭の孤立化も問題となっています。さらに、県下有数の工業のまちとして栄え、比較的就業環境が充実していることから市外からの転入者や外国人が多く、外国人家庭の子どもたちが安心して健やかに育つ環境を地域と連携しながら推進することが必要です。

このような“湖南市らしさ”に視点を置き、地域にある人的・物的資源を有効活用するとともに、公立の保育園やこども園内に開設する（仮）子ども家庭総合センターを中学校区ごとの子育ての拠点とし、子育てに対する相談支援の体制を充実し、外国にルーツを持つ子どもも含めすべての子どもと、子育て中の保護者が安心して子どもを産み育てる環境づくりに取り組み、子育て支援のまちづくりを進めることが必要です。

## ○湖南省発達支援システム

湖南省では、独自に「湖南省発達支援システム」をつくり、発達に支援の必要な人に対し乳幼児期から学齢期・就労期までのライフステージに応じて、保健・福祉・医療・教育・就労の関係機関による横の連携の支援と、個人に応じた指導・支援の計画（個別の指導計画、個別の教育支援計画）に基づく縦の連携による支援を提供しています。発達支援室が支援体制の統括を行っています。

その中で「障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例」に基づき、一人ひとりのニーズに応じた支援を行い、園や学校で行った合理的配慮を個別の指導計画や個別支援移行計画・個別の教育支援計画により、ライフステージごとの引き継ぎによる支援の継続性を図っています。また、支援者の専門性の向上と支援の充実を図ることで就労を目指し、「将来」を見据えた自立のための支援を行っています。



### 3 基本方針

#### (1) みんなで支える湖南市の子どもと子育て・・・・・

##### ① 親育ち・親のサポート

子育ての第一義的責任は親（保護者）にあることを前提としつつ、次代の親を育成する観点から、男女が共同して家庭を築き、子どもを生み育てるこの意義や大切さを学べる機会を充実します。また、親自身も学び育つことができるよう、豊かなつながりの中での家庭力や地域力の向上へ向けた取り組みを進めます。

##### ② 仕事と育児の両立支援

多様な働き方への支援とともに、女性の就業機会の拡大と就業条件の向上、職場の保育施設の拡大に向けた働きかけなど、働く保護者が仕事と子育てを両立でき、健康で豊かな生活のための時間が確保できる、「ワーク・ライフ・バランス」が実現できる環境づくりをめざします。

##### ③ 地域で支える子育て

子どもは、地域のさまざまな人々との関わりの中で育ちます。身近な地域の人たちが子どもを見守る取り組みを推進するため、子どもや保護者が参加して交流できる場づくりや、子育て支援団体の活動支援、子どもを核とした地域コミュニティ、地域資源を活かした総合的な子育て支援体制づくりを進めます。

##### ④ 子育てにおける多様なニーズへの支援

すべての子育て家庭が安心して子育てできるよう、中学校区ごとの公立保育園やこども園内に（仮）子ども家庭総合センターを設置し、地域の拠点とし、子育てに対する相談や情報提供体制の充実、子育て家庭への様々な支援の強化に努めます。

## (2) 多様なニーズに応える子育て支援

### ① 教育・保育の充実

子育て家庭の働き方や家庭の状況に合わせた教育・保育が利用できるよう、利用者の希望を把握し、必要な教育・保育提供体制や教育・保育内容の充実を図ります。

### ② 人材の確保と育成・資質の向上

質の高い幼児教育・保育サービスが提供できるよう、公立・私立の連携や合同研修などを通じて教育・保育に関わる人材の確保と育成、質の向上に努めます。また、子どもの成長における連続性を大切にし、保育園・幼稚園・こども園・小学校などの連携に努めます。

### ③ 特別な支援を必要とする児童へのサポート

障がいのある児童など、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関などが連携を図りながら、すべての子どもが共に地域に暮らす社会を目指し、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

「子どもの貧困」についても、国が示す方向性などをふまえながら、子ども食堂や学習支援施策の充実など、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

### ④ 多様な子育て支援の充実

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないよう、家庭環境など変化により多様化するニーズに応え、(仮) 子ども家庭総合センターが核となり包括的な子育て支援の充実を進めます。

## (3) 子どもと子育てをとりまく環境づくり

### ① 子育て世帯に対する切れ目のない支援

安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組むとともに、子どもの自主性や社会性の育成や家庭の子育て・教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。また、食育の推進や、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実など、親子の健康の確保と増進に努めます。

## ② 男女がともに担う子育て

仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、子育てしやすい環境づくりを進めます。

## ③ 児童生徒・若者の育成

学校教育における創意工夫ある教育課程の推進をはじめ、子どもたちが、さまざまな自然体験・社会体験をしたり、乳幼児や小学校児童、中学生や高校生など異年齢どうしが交流できるふれあい環境を実現します。

このような園や学校、地域での取り組みを通じ、子ども自身の生きる力を育むとともに、地域の教育力の向上をめざす一方で、家庭・地域・園や学校などさまざまな場面において、いじめ防止対策を含めた子どもの人権を守る取り組みや、その権利擁護について広く市民に周知、啓発します。

## ④ 安心・安全な子育て環境

さまざまな子育て不安や負担感の軽減をはじめ、安心して外出できるまちづくりや子どもの遊び場の整備など、引き続き安心・安全に子どもを生み育てられる環境づくりに努めます。また、地域ぐるみの防犯体制の整備に努めます。

## 4 施策の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本方針 ]

[ 施策の方向性 ]

すべての子どもの健やかな育ちを保障するまち 湖南市をめざして

1 みんなで支える  
湖南市の子どもと子育て

(1) 親育ち・親のサポート

(2) 仕事と育児の両立支援

(3) 地域で支える子育て

(4) 子育てにおける多様なニーズへの支援

2 多様なニーズに  
応える子育て  
支援

(1) 教育・保育の充実

(2) 人材の確保と育成・資質の向上

(3) 特別な支援を必要とする児童へのサポート

(4) 多様な子育て支援の充実

3 子どもと子育て  
をとりまく環境  
づくり

(1) 子育て世帯に対する切れ目のない支援

(2) 男女がともに担う子育て

(3) 児童生徒・若者の育成

(4) 安心・安全な子育て環境





## 第4章 施策の展開

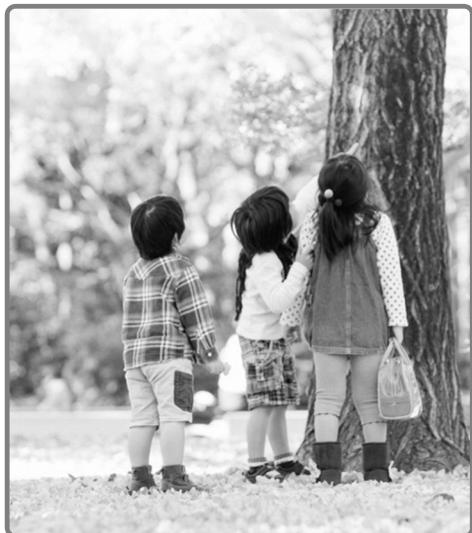
## 基本方針 1 みんなで支える湖南市の子どもと子育て

### 施策の方向（1）親育ち・親のサポート · · · · ·

これから親になっていく人たちが、喜びや楽しみを感じながら子育てを行っていくよう、家庭の子育て力、教育力を強化する支援を進めます。

子育て家庭の負担や不安を軽減できるように、身近な場所での相談体制を強化します。

また、保護者同士のつながりをつくる取り組み、地域の子育て経験者の助言など、情報の交換や学習の機会の提供に努めます。



#### ① 親育ち、家庭教育の推進

##### 【主な取り組み】

事業	概要
子育て教室の開催	離乳食教室や親子教室など乳幼児期の子どもの成長を学び合い、参加者同士の交流から子育てについての情報交換の場になるよう努めます。
家庭教育に関する学習の機会の充実	子どもへの接し方、親育ちの大切さについて理解を深めるための講演会や学習会などの機会を提供し、参加促進と内容充実に努めます。特に地域において子育てニーズの直接的把握がしやすく、子育て中の親との日頃からの人間関係を基盤として活動を行っている子育て支援団体との連携を強化し、きめ細かな情報提供に努めます。
世代間交流の推進	子育ての先輩である高齢者や地域住民の方の子育てに関する知識・経験を生かし、身近な地域で子育てについて学習できる機会の提供に努めます。
親子ふれあい事業の推進	親子のふれあいや家族団らんの大切さを学ぶ機会を提供し、家庭の子育て力の充実を図ります。

## ② 次世代の親となる世代と乳幼児との交流機会の充実

### 【 主な取り組み 】

事業	概要
思春期における保育 体験学習の推進	中学校での家庭科（幼児の生活と家族）における幼児とのふれあいを通じて、幼児の発達と特徴が分かり、子どもが育つ環境としての家族の役割について理解できるよう実践的・体験的な学習を推進します。
乳幼児とのふれあい・ 交流機会の充実	次の世代の親に近い中学生や高校生が、子どもを産み育てることや生命の大切さなどを学ぶことができるよう、保育園や幼稚園、こども園において、乳幼児とのふれあい・交流の機会の充実を図ります。
職場見学・体験学習	児童・生徒に望ましい勤労観・職業観を身につけるため、総合的な学習の時間などを活用し、地域の企業や商店などとの協力・連携を図り、職場見学や職場体験などを推進します。

## ③ 子育て応援ネットワークの充実

### 【 主な取り組み 】

事業	概要
地域の子育て支援体制 の充実	地域の子育て経験者などの人材を活用し、子育て世代の保護者に子育ての楽しさや助言などを行ってもらうなど、地域における総合的な子育て支援に協働して取り組むための体制の充実を図ります。
子育てサークルの育成 とネットワークづくり	地域全体で子育て活動を実践していく気運づくりに努め、自主的な子育てサークル育成を進めます。また、区・自治会組織や各地域まちづくり協議会を中心に、地域の子どもがイベントに参加し、大人と交流することで、協調性や郷土愛を育む意識を醸成します。

## 施策の方向（2）仕事と育児の両立支援

育児休業、介護休業制度の利用促進など、仕事と子育ての両立を可能にするための環境づくりに努めます。

また、働き方改革関連法「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」を踏まえ、子育て期の勤務時間や勤務形態など、事業者への啓発活動を進め、働き方の見直しを促進します。

### ① 子育てと仕事を両立できる職場環境づくり

#### 【主な取り組み】

事業	概要
育児休業制度・介護休業制度などの啓発	事業主に対して、育児休業制度・介護休業制度など、子育てと仕事を両立できる職場環境づくりを推進します。
育児休業を取得した女性の職場復帰などに対する啓発・支援	事業主に対して、育児休業取得や仕事と家庭の「両立支援など助成金」制度の利用について啓発に努めます。また、関連団体が実施する再就職セミナーへの呼びかけなどを通じて女性の職場復帰・再就職への支援を推進します。
ファミリーフレンドリー企業の普及・啓発	仕事と家庭を両立させ、十分に能力を発揮して働くことができる職場環境と制度をもち、多様でかつ柔軟な働き方が選択出来るよう情報提供や啓発に努めます。また企業内保育所の設置、育児休業などの取得や、出産退職後の再雇用、短時間勤務など家族生活に応じた勤務形態が実現するよう啓発します。

### ② 働き方の見直しに向けた啓発

#### 【主な取り組み】

事業	概要
労働時間短縮への啓発	企業・事業所を対象に、労働時間の短縮について啓発に努めます。また、フレックスタイム制や変形労働時間制などについても啓発を進めると同時に、業務の効率化につながるセミナーなどの開催に努めます。
フレックスタイムや在宅就労などの勤務形態の多様化への啓発	企業・事業所を対象に、変形労働時間制やフレックスタイム制、子育て期などの短縮時間勤務、在宅就労など、多様な勤務形態導入を促進し、家庭と仕事の両立を図り、ゆとりある生活が送れるよう、情報提供や啓発に努めます。
働き方改革	企業・事業所を対象に、年次有給休暇取得や正規労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の是正、労働時間の短縮を啓発し、だれもが多様で柔軟な働き方を選択できるように、また多様で柔軟な働き方を実現できるよう、情報提供やセミナー開催に努めます。

### 施策の方向（3）地域で支える子育て・・・・・

子育て中の親の仲間づくり、社会参加を促進するために、子育てサークルを支援するとともに、子育てサークルに属していない家庭も気軽に参加し、日常的に交流ができるような環境づくりに努めます。

地域子育て支援拠点を充実し、保護者同士の交流や育児不安の軽減を図ります。

#### ① 地域の支え合い・助け合いによる子育て支援の充実

##### 【主な取り組み】

事業	概要
ファミリー・サポート・センター事業の推進	多様化する保育ニーズへの対応策のひとつとして、地域との連携のもと、育児援助を行いたい人を保育援助者として登録し、育児援助を受けたい人に紹介するファミリー・サポート・センター事業を継続して行います。事業のPR、会員数の増加を進めていき利用しやすい事業となるよう努めます。
身近な地域での集いの場の確保	自治会組織、各団体などの協力・支援を得ながら、地域住民(若い世代から高齢の世代まで)一人ひとりが、さまざまな支援活動を広げながら、児童の健全育成を推進します。特に、親子が気軽に集まり交流する場として、まちづくりセンターなど地域の公的施設の活用も進めています。
子育てボランティアの確保と活動への支援	子育て支援に関わるボランティアを登録し、ボランティア講座の充実をはじめ、活動への支援に努めます。また、ボランティアの確保を図ります。

#### ② つながりが広がる子育て支援の充実

##### 【主な取り組み】

事業	概要
地域子育て支援拠点事業の推進	つどいの広場において乳幼児とその保護者の遊びと交流の場を提供し、親子のつながりの中で子育ての孤立化の予防、育児不安を解消するための相談指導、助言を行います。また、親子が楽しめる講座、子育てのお話を聞く講座などの開催や情報提供を通じて子育て家庭の育児不安を解消し、子育て力の充実を図ります。

## 施策の方向（4）子育てにおける多様なニーズへの支援 •••••

子育てについて、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的または深刻な相談にも対応できるよう相談窓口の体制を充実します。

また、子育てに関する情報をきめ細かく提供するために、印刷物だけでなく、市広報やホームページ、回覧板など地域に根差した様々な媒体を活用し、常に新しい情報を発信していきます。

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、各種手当や奨学金の支給、子育て支援医療費助成など制度の普及を図るとともに、国や県に対して制度の充実を要望していきます。

### ① 利用しやすい相談窓口とわかりやすい情報伝達

#### 【主な取り組み】

事業	概要
(仮) 子ども家庭総合センターの設置	すべての子育て家庭が安心して子育てできるよう、中学校区ごとの公立保育園やこども園内に(仮)子ども家庭総合センターを設置し、子育てに対する相談や情報提供体制の充実、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行います。
利用者支援事業の推進	子育てに関するあらゆる相談に(仮)子ども家庭総合センターがワンストップで応じ、各種制度を案内したり、関係機関などへつなぐなど、相談内容に応じた支援を行います。
養育支援訪問事業の推進	養育の支援が必要な家庭に対し、子育てのOBなどが訪問し、育児・家事の援助や指導などをを行うことで、一人ひとりの家庭が抱える養育上の問題の解決、軽減を図ります。
園や学校における相談体制の充実 ・子育てサロン、 あひるクラブ ・ようちえんであそぼう、とんとんとん でておいで ・ふれあい教育相談室 ・スクールカウンセラー配置	市内の保育園・幼稚園・こども園を地域に開かれた子育て支援の施設として位置づけ、子育てに関する相談・情報提供機能の充実を図ります。 学校においては、巡回相談、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を図りながら相談事業を実施し、子どもたちが心の悩みを気軽に相談できる機会の充実に努めます。また、いじめ、不登校などの悩みに関する相談に応じ、その解消を図るために、不登校ネット会議推進会議、教育相談などの事業の充実に努めます。また、学校教育課に社会福祉士を配置し、家庭内でのトラブルなどにも対応し、子どもの園や学校での生活の安定につながるよう活用できる体制を整備します。
情報ガイドブックなどの提供	子育てに関する情報を幅広く入手しやすくするため、保健・福祉・医療・教育・就労の各分野で実施している子育て支援に関する事業や支援などの情報をガイドブックやパンフレット・チラシなどとして提供します。

事業	概要
関係機関と連携した情報提供の充実	(仮) 子ども家庭総合センター、保健センター、保育園、幼稚園、こども園、学校、家庭児童相談室などの関係機関が連携し、子育てに関する制度や子育てに役立つサービスを利用できるよう情報提供に努めます。
市広報などを活用した子育て情報の提供	広報誌やホームページ、市公式アプリ「こなんいろ」などを活用して子育てに関する情報を発信します。また、情報が届きにくいことがないよう、地域に根ざした多様な媒体（回覧板など）も活用した情報提供に努めます。
民生委員児童委員（主任児童委員）活動の活性化	地域の身近な相談窓口である民生委員児童委員（主任児童委員）活動について引き続き啓発・普及を図るとともに、身近な相談相手として活用してもらえるよう、その活動の啓発を図ります。

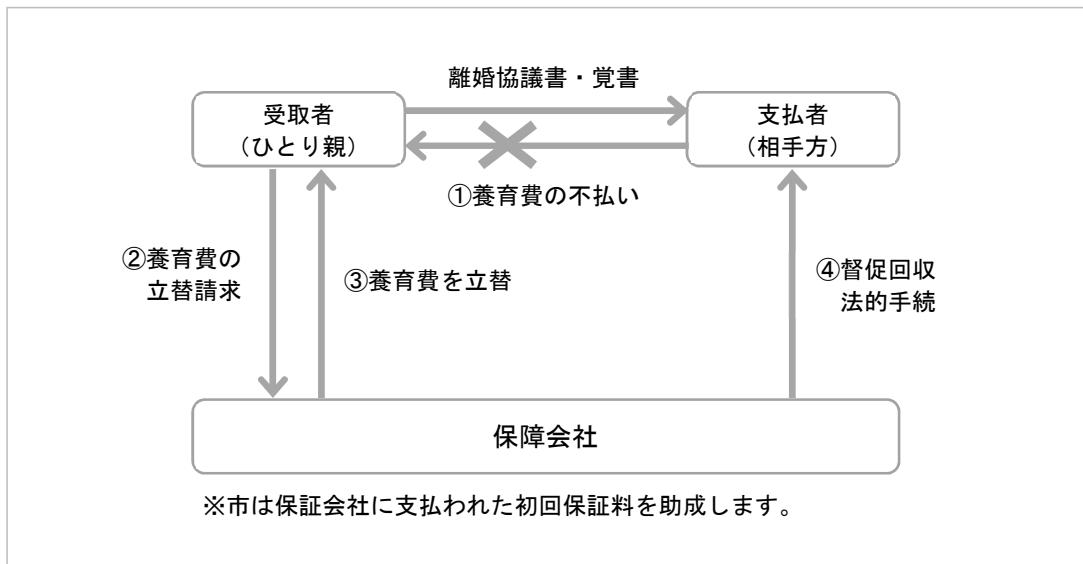
## ② 経済的な負担の軽減

### 【 主な取り組み 】

事業	概要
各種手当などの支給 ・児童手当支給事業 ・児童扶養手当支給事業 ・特別児童扶養手当支給事業	子どもを扶養している家庭に各種手当が行き渡るよう、制度の周知と手続きの簡略化に努めます。また制度の充実についても引き続き国や県に要望していきます。
奨学資金給付制度	高校、大学などに在学している者に対して奨学金を給付することにより、経済的負担の軽減を図ります。また、これらの制度の普及を図ります。
養育費の保証促進補助金制度	離婚の際、養育費の取り決めをしたにもかかわらず、養育費が支払われなくなった、支払われない恐れがある場合養育費の立て替えや督促を保証会社が行う養育費保証契約の初回分の保証料を助成します。また、養育費を取り決める際に必要な公正証書などの作成に係る諸費用の助成も行います。
医療費の助成 ・乳幼児医療費助成事業 ・母子・父子家庭福祉医療費助成事業	子育て家庭に対する乳幼児医療費の助成、小中学生に対する入院医療費の助成や年間5万円を超える部分に対する通院医療費の助成、また、ひとり親家庭の子どもやその母親・父親に対して医療費の助成を行うことにより、経済的負担の軽減を図ります。 なお小中学生に対する通院医療費助成については、制度の充実を県に要望するとともに、段階的に助成拡大を図ります。
保育園保育料の軽減	幼児教育・保育無償化の制度を活用し、保護者の経済的負担の軽減に努めます。また、認可外保育サービスの利用者については利用料軽減を図り、制度の充実に努めます。

事業	概要
就園・就学助成 ・幼稚園就園助成事業 ・小中学校児童生徒 就学援助費支給事業	子ども・子育て支援制度に移行せず幼稚園などを運営する施設に通う子どもの保護者に対する助成などを行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。また、これらの制度の普及に努めます。

### 養育費の保証促進補助金制度の流れ



## 基本方針 2 多様なニーズに応える子育て支援

### 施策の方向（1）教育・保育の充実

保育園などにおける待機児童の解消に向け、受け入れ児童数を計画的に拡充し、保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」、保育の質の向上に向けた取り組みを推進します。

さらに、保育園・幼稚園・こども園が連携した質の高い就学前教育（保育）の充実を図るとともに、学校教育の充実だけではなく、生涯学習も含めた子どもの健全育成の推進を図ります。

発達に支援が必要な子どもについては、ともに遊び、ともに育つ環境を目指し、障がい児保育の充実を努めます。

#### ① 教育・保育サービスの充実

##### 【主な取り組み】

事業	概要
待機児童ゼロ	待機児童ゼロの政府方針に基づき、各種施策を活用し待機児童を解消します。
通常保育事業の充実	働く親のニーズに柔軟に対応し、待機児童が発生しないよう、人材の確保と受け入れ体制整備を進め、保育定数の拡大に努めます。
乳児保育事業の充実	引き続き受け入れ態勢の維持に努めるとともに、保護者の保育ニーズの動向を踏まえながら定員枠の確保に努めます。
幼稚園3年保育の充実	幼児期において自立心や、協調性、社会性を培うため、一人ひとりの子どもの発達段階に応じた就学前の指導・援助の充実を図るとともに、幼保連携型認定こども園の移行を推進していきます。
認定こども園の整備	地域の保育サービスの提供状況や保護者の幼児教育・保育ニーズへの対応、幼児教育の機会の拡大や地域の子育て家庭に対する支援の充実などをめざし、幼保連携型などの認定こども園の整備を進めます。
就職フェアの開催	市内保育事業者と連携し年1回以上就職フェアを実施し、保育士の確保を図ります。
保育人材バンクの設置	保育士やグランドシッターなど保育補助員の人材登録を行い、潜在保育士と保育事業者の双方のニーズを踏まえ、就職につなげる取組を進めます。

## ② 教育・保育内容の充実

### 【 主な取り組み 】

事業	概要
就学前教育（保育）の充実	発達段階に応じた指導・援助に努め、人権意識を培い、自立性・社会性豊かな子どもを育成する保育（教育）内容の充実を図ります。未就園児、小学生、中学生、高校生、高齢者とのふれあい交流や体験的活動を積極的に取り入れ、乳幼児の生きる力の基礎の育成と郷土愛を育む地域の特性を生かした就学前教育（保育）を推進します。
校種間の交流・連携	小学校に入学するまで関係機関の連携のもと、教育・保育の取り組みを充実します。また、保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校間の交流を通して、校種間連携を推進するとともに、園内、校内の取り組みや個別の指導計画の内容充実と保護者への開示についての周知を図ります。
障がい児保育（教育）事業の充実	特別な支援を必要とする児童のそれぞれの個性を尊重した個別の指導計画を作成し、個の障がいや能力に応じた保育（教育）内容の充実に努めます。また、この策定した指導計画や状況について次の施策に引き継いでいくことで安定した支援が実施できるよう努めます。互いを理解し合えることで、人権意識を高められるよう関係機関と連携し、事業の充実に努めます。また、職員間の連携強化と研修機会の充実に努めます。
指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保などの教育・保育の質の向上	指導主事や幼児教育アドバイザーの配置ならびに確保することで、教育・保育の質の向上を図ります。あわせて、幼保小中間の連携ならびに交流について専門的な知見を交え充実を目指します。

## ③ 地域に開かれた子育て支援の充実

### 【 主な取り組み 】

事業	概要
保育園・幼稚園・こども園の園庭開放の推進	地域に開放することで、子どもたちにさまざまな遊びの体験を、保護者には交流の場・相談の場を提供します。また、親子が遊ぶ機会を通じて、互いの交流を深めるとともに、育児相談もあわせて実施します。

## 施策の方向（2）人材の確保と育成・資質の向上・・・・・・

保育園の待機児童の解消に向け、受け入れ児童数を計画的に拡充するとともに、保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」、保育の質の向上に向けた取り組みを推進します。

質の向上のために、幼稚園教諭や保育士だけでなく、認可外保育園やその他地域子育て支援事業に従事する保育士、市内に居所のある潜在保育士も対象として合同研修を行い、市の人材の資質向上を目指します。

### ① 人材の確保と資質の向上

#### 【主な取り組み】

事業	概要
人材の確保	保育士・幼稚園教諭の待遇改善に努めるとともに、待機児童とのバランスを考慮したうえで、子どもと保育士の配置基準の見直しや、保育補助員などの確保により、保育士が保育に集中できる環境のあり方について検討を進め、人材の確保に努めます。
教員・保育士の資質の向上	幼児教育・保育に対する保護者のニーズに対応できるよう幼稚園教諭や保育士の合同研修会などの取り組みを行い、資質の向上に努めます。また、この研修を特定教育・保育施設に就労する幼稚園教諭・保育士に限らず、認可外保育園やその他地域子育て支援事業に従事する保育士、あるいは市内に居所のある潜在保育士も対象として、市の教育保育力の向上に努めます。
研修の充実	キャリアアップ研修の受講などを推進し、滋賀県と連携しながら研修環境の充実に努めます。

### ② 保育園・幼稚園・こども園・小学校の連携

#### 【主な取り組み】

事業	概要
園との交流の推進	保育園・幼稚園・こども園入園児童の交流の促進や、子育て支援事業の連携実施など、園それぞれの特性を尊重しながら連携を強化し、保育内容・教育内容の充実を図ります。幼保一元化の意義を教育・保育内容に活かせるよう、さらに研究・検討を進めるとともに、幼保連携型などの認定こども園の整備についても積極的に推進します。

事業	概要
保・幼・小連携の推進	保育園、幼稚園、こども園、小中学校間の教職員、子ども、保護者間の交流を図るとともに、さまざまな機会を通して校種間連携を推進します。

## 施策の方向（3）特別な支援を必要とする児童へのサポート · · · · ·

児童虐待の早期発見、早期対応のために、子どもに関わるさまざま様々な機関や地域に対し、児童虐待防止活動の啓発活動を行います。

虐待対応を含む支援が必要な家庭に対し、関係機関が情報を共有し、それらがもつ機能を発揮したネットワークによる支援を十分提供できるよう、湖南省子ども家庭総合支援拠点を設置します。また必要に応じて要保護児童地域対策地域協議会において、各機関の情報共有・連携した支援を行います。

発達に支援が必要な子どもが地域で安心して暮らせるように、一人ひとりの状況に応じたサービスの充実を図り、子どもがそれぞれの可能性を伸ばしながら成長できるよう、適切な支援を行います。

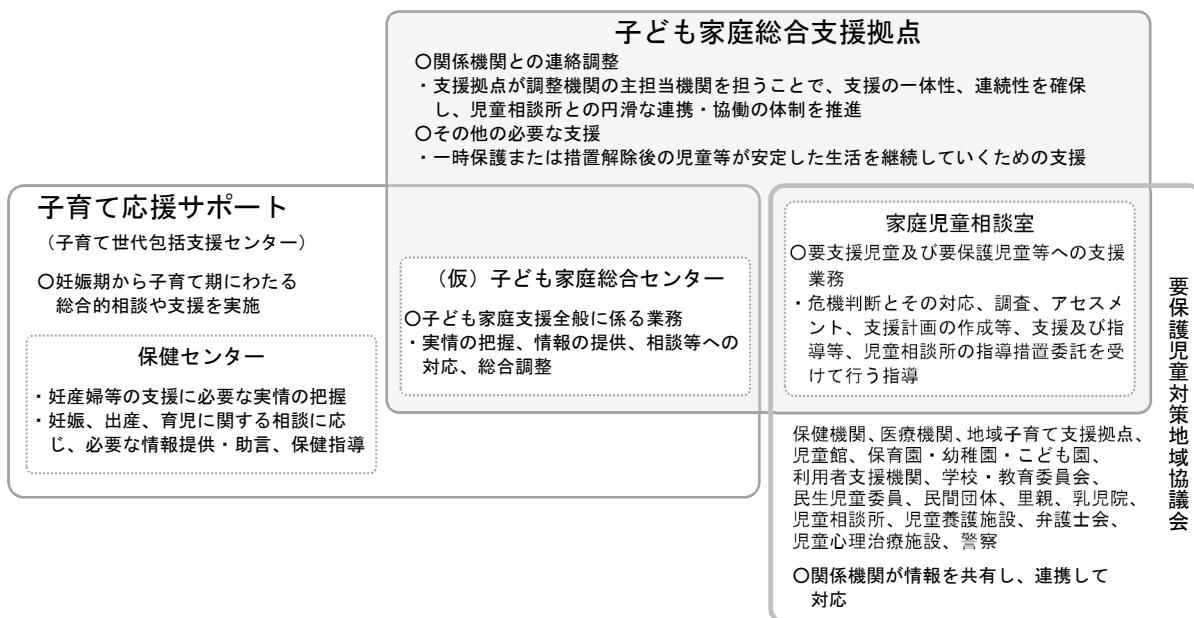
ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国・県・ハローワーク及び関係機関などと連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

外国籍家庭の子どもについて、言葉や文化の違い、コミュニケーション不足から起こる問題に対して、日本語教室の充実に向け、教室間の情報交換や研修機会の充実に努めます。

### ① 児童虐待防止への取り組みの推進

#### 【主な取り組み】

事業	概要
子ども家庭総合支援拠点事業	(仮) 子ども家庭総合センターが子ども家庭支援全般に係る業務。家庭児童相談室が要支援児童及び、要保護児童への支援業務の役割を担い、機能連携型で「湖南省子ども家庭総合支援拠点」を設置します。 支援拠点が調整機関の主担当機関を担うことで、支援の一体性、連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携・協働の体制を推進します。



事業	概要
児童虐待の早期発見・早期対応に向けた予防啓発の推進	母子健康手帳交付時や乳児家庭全戸訪問事業（新生児・妊産婦訪問指導）から虐待の予防の視点も踏まえ、医療機関と連携したりすることで要支援家庭を早期に把握します。特に支援が必要な家庭に対しては養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）を推進します。また、予防対策を総合的に推進するため、関係機関で構成する「湖南省要保護児童地域対策協議会」において啓発活動、教職員や保育士など対象とした研修の充実、総合的な対策を推進します。関係各課・機関とのより迅速な連携に努めます。
母子保健事業を通じた虐待の兆候の把握 ・支援が必要な妊産婦について産婦人科との連携 ・乳幼児健診 ・虐待ケース支援	母子健康手帳交付時に不適切な養育の早期発見に努めるとともに、医療機関との連携のもと虐待の疑いのある子どもの情報収集に努めます。特に支援が必要な方には、特定妊婦として湖南省要保護児童地域対策協議会において支援を行っていきます。また、各種健診（検診）などの機会を活用し、虐待の早期発見・早期対応を図ります。
相談支援体制の充実	子ども家庭総合支援拠点を中心に関係機関の連携のもと、相談支援体制の充実を図ります。特に支援が必要な家庭に関しては、調整機関である「湖南省要保護児童対策地域協議会」においてそれぞれの役割について協議し、支援の一体性、連続性を確保した支援の充実に努めます。
要保護児童対策地域協議会の推進	要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の開催を通して、児童虐待の防止、早期発見及び早期の適切な対応をすることで、児童福祉の向上に努めます。
虐待ケース支援	虐待の疑いのある子どもの保護や家族への援助方針を検討し、家族が自立でき、子どもたちが安心して過ごせるように支援します。関係機関が一体となり、虐待の未然防止の取り組みを進めます。

事業	概要
教育との連携	発達に支援が必要な子どもについては、虐待のリスクを軽減するため本人やその保護者が地域の中でいきいきと生活できる環境づくりを支援します。また、有意義な日常生活が送れるよう、保護者（本人）と学校教育課の社会福祉士、スクールソーシャルワーカーを含め、保健・福祉・医療の連携により個別の教育支援計画を作成し、総合的な支援の強化を図ります。
ドメスティック・バイオレンス（DV）への対策の推進	ドメスティック・バイオレンス（DV）相談の際の児童の状態の聴き取りも同時にを行い、必要なサポートを行えるよう関係機関との連携を図ります。
教職員・保育士などに対する研修の充実	園や学校などにおいて、虐待の早期発見・早期対応を図るため、保育士・教職員などに対する研修の充実を図ります。

## ② ひとり親家庭への支援

### 【 主な取り組み 】

事業	概要
児童扶養手当の支給	離婚などによりひとり親になった家庭の親または親にかわって、その児童を養育している方に、児童の健やかな成長を願って生活の激変を一定緩和するため手当を支給します。また、ホームページなどを通じて制度の広報活動に努めます。
母子・父子及び寡婦福祉資金貸付制度	母子・父子及び寡婦家庭が経済的に困っている場合、生活資金や子どもの修学資金など貸し付ける制度です。引き続き、制度の広報・普及、償還金についてその家庭に応じた相談指導に努めるとともに、国・県に対し制度の充実についての働きかけに努めます。
養育費の保証	離婚の際、養育費の取り決めをしたにもかかわらず、養育費が支払われなくなった、支払われない恐れがある場合養育費の立て替えや督促を保証会社が行う養育費保証契約の初回分の保証料を助成します。また、養育費を取り決める際に必要な公正証書などの作成に係る諸費用の助成も行います。また養育費は子どもの権利であり、保証されるべきものであるという社会的な理解を広めるとともに、離婚の際に養育費の取り決めが行われるよう周知を図ります。
ひとり親家庭に対する相談、情報提供	ひとり親家庭の相談対応や、親子交流の場づくりを推進します。また、相談に応じて食事の世話や掃除などの生活援助、子どもの世話を依頼する「ひとり親家庭家事援助派遣事業」などの紹介に努めます。
ひとり親家庭など、多様な家族形態を尊重する意識啓発	企業訪問などの機会に企業への啓発を行うほか、市広報やホームページを通して啓発を行います。

事業	概要
就労への支援	就職先がなかなか決まらなかったり、転職などを希望していたりするひとり親家庭の方に対し、国・県・ハローワーク及び関係機関との連携を強化し一人ひとりの実情に応じたきめ細やかな就労支援を推進します。
自立支援教育訓練給付金事業 高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の自立支援を図るため、就業支援策を着実かつ効果的に実施し、ひとり親家庭の方の雇用が促進されるよう給付金を支給します。また、事業の周知に努め利用促進を図ります。
ひとり親家庭福祉医療費助成制度	ひとり親家庭で、18歳未満の子を扶養している親とその子が保険診療による医療を受けた場合、自己負担額を助成します。
保育園、学童保育所の充実	子育てと就業などの両立や安定的な就労を図るため、多様なニーズに対応する保育園や学童保育所への優先的利用について支援を図ります。

### ③ 発達に支援が必要な子どもへの支援

#### 【 主な取り組み 】

事業	概要
乳幼児期からの一貫した発達支援体制の充実	発達に支援が必要な子どもに対して、乳幼児期から学齢期、就労期まで一貫した支援をしていくため、各種検討会など関係者会議を定期的に開催し、支援への共通理解、連携を図ります。また、療育教室やことばの教室の通級基準について検討を進めます。
発達支援室の充実と発達支援センターの専門性の強化	支援体制の司令塔である発達支援室（保健・福祉・教育・就労など）を充実し、乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援のため関係課との連携を強化します。また、高校生以上の支援のニーズが高まってきているため、学校への適応を高めるための支援や就労体験や働くことの実感が得られるようなスマールステップの就労支援の一層の充実を図ります。
早期対応と支援	乳幼児健診・発達相談・保育園などへの巡回相談において、発達課題のある子どもの早期の発見と支援に努めます。
障がい児保育・教育による支援	発達に支援が必要な子どもに対し、その家庭と子どもの状況に応じて教育・保育を提供できるよう努め、細やかな支援ができるよう加配保育士を適正に配置します。また、保育士の確保と資質向上に努めます。

事業	概要
発達に支援が必要な子どもに対する適切な療育・支援体制の充実 ・療育教室 ・ことばの教室 ・障がい児加配保育士・講師の配置 ・個別サービス調整会議 ・相談支援	特別な支援を必要とする子どもに対して、個別の指導計画をたてて、よりよい成長を促すための支援を充実します。安全で楽しく園生活を過ごすことができるよう、加配保育士による指導体制を充実します。また、個の潜在能力を最大限引き出すために、健診情報などを活用しながら保護者・主治医・園医・専門機関・保健師及び保育園・幼稚園・こども園などが連携し、発達に支援が必要な子どもに対する適切な処遇検討・支援の連携を図ります。これらの情報を個別の指導計画に記載し、次のステージにつないでいきます。保育士、専門機関へのニーズが年々増えていく中で支援体制を維持するための人材確保と人材育成に取り組みます。
児童発達支援の充実	通所支援センター（ぞうさん教室）において未就学の発達に支援の必要な子どもに対して通所による療育活動を行っています。子どもの発達や園での状況、保護者の理解、さらにサービス利用の時期などを総合的に判断し、関係機関と連携しながら地域において早期療育・早期支援の体制を維持します。
保育所等訪問の体制の充実	保育園等に通う発達に支援の必要な子どもに対して、利用者の希望により、その施設を訪問して集団生活適応のための専門的な支援を行い、療育教室との連携を図ります。
ことばの教室の充実	ことばやコミュニケーション、行動や学習に課題をもつ就学前～義務教育終了までの子どもたちが、明るく、のびのびと成長、発達できるよう個に応じた相談・指導を充実します。中学校区ごとに地域のニーズに合わせた対応を図ると共に、ライフステージごとに専門性をもった指導員の確保に努め、発達段階に応じた対応を深めます。
特別支援教育推進のための体制づくり・巡回相談員の設置	特別支援学級や学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症などの通常の学級で特別な支援を要する児童・生徒に対し、個の教育的ニーズに対応した合理的な配慮について、個別の指導計画を作成し、支援推進のための体制づくりに取り組むとともに、保護者や本人の参画を促進します。必要に応じ、関係機関（福祉・医療など）との連携を図り進めます。また、巡回相談員を設置し、特別支援教育が必要な事例に対して必要な事項を調査、審議し、校内支援委員会などへの指導助言などを行います。また、就学相談や就学支援委員会などの充実、巡回相談員などの人材の確保、人材養成などの計画的な取り組みを進めます。
教職員の資質の向上	特別支援保育・教育に関する保育士や教職員の研修の機会を設け、資質の向上を図ります。また、巡回相談の充実を図り、児童・生徒が適切な支援を受けられるようにします。
障がい者（児）福祉サービス事業（介護給付費）（地域生活支援事業費）	発達に支援が必要な子どもの中でサービスを必要とする子どもに対し、介護給付費（身体介護・短期入所・行動援助・児童デイサービス）及び補装具費の支給、また地域生活支援事業費（日中一時支援・移動支援・日常生活用具給付など）を支給し、不足するサービスについても充足に努めながら、家族などの負担の軽減と社会参加の促進を図ります。

事業	概要
社会参加に向けた支援の充実	発達に支援が必要な子どもが積極的に外出したり、地域の人々と交流したりできるよう、社会参加促進のための支援を充実します。
ユニバーサルデザインの視点をもった施設整備	既存公共施設の洋式トイレへの改修や多目的トイレの設置、床の段差解消など、施設のバリアフリー化を推進します。

#### ④ 外国人家庭の子どもへの支援の充実

##### 【 主な取り組み 】

事業	概要
在日外国人及び帰国者の児童・生徒に対する指導の充実	在日外国人や帰国者の子どもの学校生活や就学・進路選択のための支援の充実を図ります。さくら教室や各校の日本語教室の充実に向け、通訳や支援員の配置のほか、研修機会や情報交換の充実に努めます。
日本語支援の必要な子どもへの学習支援	市国際協会が運営している日本語教室の充実と参加促進に努めるとともに、日本語支援を要する子どもと保護者を対象に通訳を介して日本語支援（生活言語支援と学習言語支援）を行います。日本の文化や生活について学ぶ機会を提供します。
母語支援への取組	南米語学学習教室の充実と参加促進に努めます。母語や自国の伝統や文化を大切に思う心を育み、アイデンティティの確立と、国際社会で主体的に生きる態度と能力を培う教育を推進します。
国際理解教育の推進	諸外国の文化、習慣への理解を深め、国籍や民族が違っても、お互いの人権を尊重できるような人材の育成をめざします。国際理解や多文化共生をテーマに人権啓発講座を開催すると共に、人権まちづくり会議の活動の充実に努めます。
外国人家庭の子どもも参加しやすい居場所づくり	増加していくことが見込まれる外国人家庭の子どもに対して、長期休暇などを活用し、地域の人々や学生と交流を深めると共に自分たちの住む湖南市の魅力や課題を発見し、発信すると共に異文化と多文化共生への理解を深められるような活動を推進します。
コミュニケーション支援の実施	外国人家庭やその子どもとスムーズにコミュニケーションを図るために、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談の場面で、通訳職員の配置や書類の翻訳を継続して実施します。

#### ⑤ 子どもの貧困対策の推進

##### 【 主な取り組み 】

事業	概要
生活困窮者に対する支援	子どもが生まれ育った家庭の経済状況に関わらず、自己肯定感・自立する力を持つために、子どもには学習習慣を形成する「第三の居場所」への参加を促し、また保護者には、関係機関との連携を含めた、一人ひとりに寄り添った伴走的な支援を行い、貧困の連鎖を断ち切ることを支援します。
学習支援	自ら学ぶ力を育成するために、放課後に宿題を行う場を設定し、小・中学校ごとに家庭学習支援を進めます。
子ども食堂	「食事」を通じて、子どもと地域がつながる垣根のない居場所づくりである子ども食堂について周知に努め、身近な地域での開設を推進します。

## 施策の方向（4）多様な子育ての支援の充実 • • • • •

少子高齢化、核家族・共働き家庭の増加を背景に、多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、一時預かり保育、病児保育などにかかるサービスの充実を図り、多様な教育・保育サービスを確保します。

学童保育については、発達に支援が必要な子どもとともに集える放課後の子どもの安全な居場所となるよう、そのあり方、実施方法も含めて検討するとともに、質の向上に向けた取り組みを推進します。

### ① 多様な子育て支援サービスの充実

#### 【主な取り組み】

事業	概要
多胎児家庭育児支援事業の充実	2人以上の多胎の子を養育している家庭に対して、保護者の心身の負担軽減を図り、安心して子どもを産み育てられるよう、ホームヘルパーなど派遣し家事、育児に関する支援を行う多胎児家庭育児支援事業の充実に努めます。
病児保育事業の実施	子どもが病気でも仕事が休めない家庭への支援として、引き続き事業を実施し、保育園などを利用する保護者や関係機関へ周知を行います。また近隣他市との共同利用など、より利用しやすい事業への展開を図ります。
子育て短期支援事業の推進 ・トワイライト事業 ・ショートステイ事業	保護者が病気や仕事などの理由により、家庭での養育が一時的にできない場合、児童養護施設などで夜間、もしくは短期間、緊急的に預かることにより、児童の安全を確保します。また関係施設と連携し、事業実施の体制整備に努めます。
延長保育・休日保育事業の充実	保護者の就労形態の多様化などに伴うニーズの変化に対応できるよう、保育時間の充実に努めます。

事業	概要
夜間保育、特定保育事業の実施検討	保護者の就労形態や就労時間の多様化を踏まえ、通常保育事業の利用要件の対象外となる夜間や短時間保育ニーズなどの動向をみながら、必要に応じ事業の実施を検討します。
一時預かり事業の充実	保育園における一時預かり事業は、保育園・幼稚園・こども園を利用しない子どもの保護者の急用や病気などの事態やリフレッシュを目的とした保育サービスですが、実態としては、保育園に入ることができない（待機児童）事情から一時預かり事業を利用されています。このことから、今後は当事業の本来の目的を達成するために、保育を必要とされる家庭については、保育施設を提供できる体制作りを図ることとともに、幼稚園、こども園において教育時間前後や休業日などに預かる在園児型の一時預かりを含め、ニーズの高まる一時預かり事業の提供体制の確保・拡充に努めます。
ファミリー・サポート・センター事業の推進（※再掲）	多様化する保育ニーズへの対応策のひとつとして、地域との連携のもと、育児援助を行いたい人を保育援助者として登録し、育児援助を受けたい人に紹介するファミリー・サポート・センター事業を継続して行います。事業のPR、会員数の増加を進めていき利用しやすい事業となるよう努めます。
シニア世代のグランドシッターの参画促進	シニア世代の雇用創出を目標の一つとしつつ、グランドシッターの資格を取得した高齢者による保育・子育ての支援と世代間交流を図ることで、地域コミュニティの活性化の実現を目指します。

## ② 放課後児童健全育成事業の充実

### 【主な取り組み】

事業	概要
学童保育所の運営に対する支援の充実	昼間、家庭に保護者のいない児童が安心して過ごせる環境を確保し健全な育成を図るため、学童保育所の受け入れ体制の整備に努めるとともに、支援の必要な児童も安心して過ごせるよう、指導員に対する研修や、施設・設備などの改善に努めます。また、利用児童数の増加により児童の専用区画の確保が難しくなる学童保育所について、学校施設の活用などにより受け皿を確保するなど、環境の整備を行います。
学童保育所の質の向上	学童保育所指導員への研修を通じて、指導員の質の向上を図ります。また、学童保育所の質の向上を目的とし、湖南市の状況に応じたガイドラインの策定を目指します。
放課後の子どもの居場所づくり	放課後などに子どもが安心して過ごすことができるよう、放課後健全育成事業（学童保育所）の充実に努めるとともに、地域の自治会館などで、地域で支えあう居場所づくりを推進します。

事業	概要
発達に支援が必要な児童の受け入れ	発達に支援が必要な児童も共に過ごすことができるよう、受け入れ体制の強化を推進します。発達に支援が必要な児童の支援について指導員研修を継続して実施し、質の向上を図り、また発達支援室など関係機関との連携し、児童に細やかな支援ができるよう努めます。

## 基本方針3 子どもと子育てをとりまく環境づくり

### 施策の方向（1）子育て世帯に対する切れ目のない支援

母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、訪問指導など、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことで、子どもの健やかな成長や発育・発達を支援します。

各成長発達段階での健康診査や相談を通して、疾病の早期発見と親子の健康維持、障がいの早期発見、早期治療・療育につなげる取り組みを進めるとともに、妊娠時期からの健康教育や相談事業を通じて、育児不安の軽減を図ります。

健診未受診の乳幼児や妊産婦については、状況把握を行い、支援が必要な場合は、適切な支援につなげます。

また、生涯を通して健康な生活を送るために、園や学校において、望ましい食習慣を形成するための情報や学習の機会を提供し、食育の推進を図ります。

思春期の保健対策として、生命の誕生と性、性感染症などに関する正しい知識の普及、喫煙や薬物乱用が心身に与える影響について、学習機会と教育の充実を図ります。

#### ① 安心感のある妊娠・出産の確保と支援

##### 【主な取り組み】

事業	概要
母子健康手帳の交付	母子の一貫した健康管理と健康保持のため、妊娠から出産、子育てを記録する手帳を交付し、妊娠中や子育て中の不安の軽減を図る情報を提供します。
妊娠届時の栄養指導の推進	健やかな妊娠出産のために、妊婦のための栄養の摂り方や食生活について情報提供します。
妊婦フォロー事業の推進	妊娠届出時の面接での聞き取りから、支援の必要性を見極め、妊娠中からのハイリスクケースを予測し早期からの関わりによって不安や課題の解消に努めます。
妊婦の健康診査の充実	妊婦が健やかな妊娠・出産ができるよう、引き続き内容の充実を図ります。また、医療機関など関係機関との連携を図り適切な支援が受けられるよう体制を充実します。
妊産婦訪問指導の推進	母子手帳交付時の面接や医療機関との連携により、早期から支援の必要な妊婦・産婦の把握に努め、妊娠・出産・育児に関して必要な保健指導や相談を行うことで、安心して出産、育児ができるよう支援します。

事業	概要
支援が必要な妊産婦について産婦人科との連携	妊娠経過、出産時、家庭環境などにおいて必要と認められた者に関して、医療機関より市に連絡が届き、訪問依頼に基づいた指導実施の後、市から医療機関及び保健所に結果が連絡されるシステムで、県のハイリスク妊産婦・新生児保健管理対象基準に準じて、医療機関、保健所との連携により訪問指導及び支援を推進していきます。
妊娠期からの相談支援とママ・パパ教室の開催	妊娠、分娩、産褥期の不安の軽減を図るため、妊娠期に夫婦、家族で受講し、出産・育児に関する知識を得るとともに、共に協力して子育てをすることを学ぶ場を充実します。また、子育ての仲間づくりの場としての役割を高め、育児で孤立することがないよう支援します。
不妊治療の支援に対する助成・情報提供	不妊に悩む夫婦に対して、不妊治療に関する十分な情報提供を行い、夫婦が治療について主体的に決定できるよう支援します。
母子保健事業に関する広報・普及活動の推進	安心して妊娠・出産・育児ができ、また虐待予防も図れるよう、妊娠届出時や乳幼児健診時でのパンフレット配布、もぐもぐ教室・ママ・パパ教室でのPRと保健センターだよりでの事業紹介などにより広報・普及を推進します。また、出産をためらったり悩んだりする母親に対しても相談のきっかけを持ってもらえるよう、広報誌やホームページ、市公式アプリ「こなんいろ」など多様な媒体を通じた事業の周知に努めます。
産後ケア	核家族化などで身近なところに頼れる支援者がなく、また、家族との関係性の悪さから産後、頼りたくても頼れないなどの理由で、産後母親が一人で子育てをしなければならない状況を把握し、産後ケア事業を利用することで母親が心身ともに休める場、子育てや授乳に関する相談や援助が受けられる場の提供を行い、安心して子育てができるよう努めます。

## ② 子どもの成長と発達への支援

### 【 主な取り組み 】

事業	概要
新生児訪問指導の充実	生後2か月頃までに保健師・助産師などが訪問し、健康状態の観察と相談、母子保健サービスなどの紹介を実施し、子どもの成長・発達に対する保護者の不安の軽減を図ります。
未熟児・多胎児への育児支援の充実	未熟児養育医療の申請や医療機関との連携を深めながら、それぞれの子どもに応じた相談体制を整備します。
乳幼児健診の推進	身体測定、問診、診察、栄養指導、歯科診察、歯科指導、子どもの育ちについて、尿検査、視力検査、地域での子育て支援活動紹介などを年齢に応じて実施します。また、子どもだけでなく、保護者の健康状態や、そのほかの問題に対処し支援できるように取り組みます。

事業	概要
歯科健診・指導の推進	健診においてブラッシング指導などを実施し、規則正しい生活習慣（歯みがき、おやつなど）がみにつくよう啓発を推進します。また、市内の5歳児・小学校の児童へフッ化物洗口を実施し、むし歯予防に努めます。
養育支援の推進	1歳6か月児健診で、子どもへの関わり方や育児に不安がある保護者や子どもに対しづかぱか教室を実施し、小集団の中で遊ぶ様々な経験を通じ子どもの発達の支援と、保護者に対しては子育てについての困りごとの改善に努めます。
予防接種の推進	予防接種の啓発、未接種者への接種勧奨を行い、接種の向上に努めます。
新生児聴覚検査の費用助成	出産された医療機関で、新生児聴覚スクリーニング検査を受け、きこえの障がいの早期発見・早期支援ができるよう努めます。

### ③ 小児医療体制の充実

#### 【 主な取り組み 】

事業	概要
ハイリスク児の退院連絡システムの推進	未熟児・低体重児・育児不安などの支援の必要な家庭に対して、ハイリスク妊娠婦・新生児保健管理対象基準に準じて、医療機関や保健所との連携のもと訪問指導及び必要な支援を推進します。
未熟児養育医療の充実	未熟児養育医療の窓口として医療機関との連携を進め、対応を図ります。
小児救急医療体制の充実	不意に起こる事故や救急時に保護者が適切に対応できるように、新生児訪問や健診時に事故予防や小児救急電話相談などの情報提供を行います。
乳幼児医療費助成事業の充実	乳幼児医療費の助成を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを行います。また、制度の普及・啓発とその内容を充実します。
健康診断・歯科健診・各種検査の充実	園や学校において各種健診（検診）を充実し、子どもの健康保持と疾病・異常の早期発見に努めます。
園医・校医との連携強化	学校医・医療機関などとの連携を強化し、園や学校において子どもの健康保持や急病時の対応の充実を図ります。

## ④ 食を通じた健康づくりの推進

### 【 主な取り組み 】

事業	概要
食育啓発活動の推進	食を通じた健康づくりを支援するため、栄養教諭や健康推進員による食育啓発活動の支援を推進します。
食に関する相談・情報提供の機会の充実	アレルギー・偏食・少食などで悩んでいる保護者に対し、食べることに関する不安の解消を図るため、指導・相談の機会の充実を図ります。また、食物アレルギーのある児童生徒の把握と個別対応に努めるとともに、対応マニュアルの作成を進めます。また、緊急補助治療剤についての研修など、検討を進めます。
食育の充実	発達のために必要な栄養や食事の摂り方、献立などに関する教育、栄養に関する講話などによる食育指導の充実を図ります。
離乳食栄養指導の推進	乳幼児健診及びママ・パパ教室・もぐもぐ教室において、担当専門職による指導を通じ、子どもの成長発達に応じた食事についての知識の普及、食生活が原因となる生活習慣病の予防、食育指導などを推進します。
幼児期食育講座の開催	健康教室で、幼児とその保護者を対象に、幼児からの適切な食品の選択、食生活を起因とする生活習慣病の予防指導などに関する学習を推進します。
ふれあい食育教室の充実	健康推進員による収穫した旬の食材などを用いた調理実習を通じ、食の大切さを学ぶ機会の拡充を図ります。
食育のための講演・懇談の実施	食生活改善に関する講義、季節の食材を使った調理実習、施設などの体験学習や視察などの活動を実施します。

## ⑤ 思春期における健康づくりの推進

### 【 主な取り組み 】

事業	概要
食育指導の充実	小学校において、発達のために必要な栄養や食事の摂り方、献立などに関する教育、栄養に関する講話などによる食育指導の充実を図ります。
保健指導の充実	性に関する情報について、学校など関係機関との連携により、学習機会の充実を図ります。また、喫煙・飲酒や薬物乱用など心身に害を及ぼす行為の防止に関する教育の充実を図ります。

事業	概要
思春期における体験学習の推進	中学校において、妊娠の経過、子どもの成長、命の尊さ・人への感謝などに関する講義や、赤ちゃんの抱っこ・妊婦体験などの体験学習や、次代の親に近い世代である中学生や高校生が子どもを産み育てることや生命の大切さなどを学ぶことができるよう、保育園や幼稚園、こども園と連携し、乳幼児とのふれあい・交流の機会の充実を図ります。

## 施策の方向（2）男女がともに担う子育て・・・・・

子育て家庭への就労支援や、男女がともに協力して家庭内での役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。

また、父親が主体的に子育てに関わるため、男性の育児休暇利用の促進、男性が家事・育児をするための意識づくりや、男性が家事・育児に参画するための学習の場やきっかけづくりに取り組みます。

### ① 男性の子育て参画促進

#### 【主な取り組み】

事業	概要
妊娠期からの相談支援とママ・パパ教室の開催	妊娠、分娩、産褥期の不安の軽減を図るために、妊娠期に夫婦で受講し、出産・育児に関する知識を得るとともに、共に協力して子育てをすることを学ぶ場を充実します。また、子育ての仲間づくりの場としての役割を高め、育児で孤立することがないよう支援します。
男性の育児休業などの取得を促進するための企業への啓発	企業・事業所に対し、育児休業や介護休暇など、諸制度の男性の利用促進について情報提供や啓発に努めます。
男女共同参画意識の普及・啓発	男女がともに家事や育児などの家庭責任を担うことの重要性に対する認識を浸透・定着させるため、男女共同参画計画に基づいた施策を推進するとともに、男女共同参画に関する積極的な情報提供、啓発を推進します。
男性向け家庭生活講座などの開催	男女共同参画意識を普及・啓発させるセミナーの開催や、男性の家事・子育てなど家庭生活への参画を促進し、子育てに関する知識・技能が身につけられる学習機会の充実に努めます。講座などの企画にあたっては、男性の視点に立った内容充実に努めます。

## ② ワークライフバランスのための企業への啓発

### 【 主な取り組み 】

事業	概要
労働時間短縮への啓発 (※再掲)	企業・事業所を対象に、労働時間の短縮について啓発に努めます。また、フレックスタイム制や変形労働時間制などについても啓発を進めると同時に、業務の効率化につながるセミナーなどの開催に努めます。
フレックスタイムや在宅就労などの勤務形態の多様化への啓発 (※再掲)	企業・事業所を対象に、変形労働時間制やフレックスタイム制、子育て期などの短縮時間勤務、在宅就労など、多様な勤務形態導入を促進し、家庭と仕事の両立を図り、ゆとりある生活が送れるよう、情報提供や啓発に努めます。

### 施策の方向（3）児童生徒・若者の育成 •••••

子どもたちが基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力など、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力を身につけるため、体験学習や言語活動を積極的に取り入れ、教育内容・方法の充実を図ります。

特別支援教育においては、共生社会、共生地域の形成に向けて、一人ひとりの子どもがその特性に合った指導を受けられるように、個別の指導計画を作成し、特別支援教育の充実を図ります。

また、子どもの人権侵害の防止や、侵害を受けた子どもへの相談・支援体制といった子どもの権利を擁護する体制を構築していきます。

子どもが地域行事やイベントに参加し、高齢者や大人、低年齢児や児童・中学生など、異年齢交流や世代間交流できる場を提供することで、協調性や郷土愛を育むことを促します。

## ① 生きる力を育む学校教育の充実

### 【 主な取り組み 】

事業	概要
基礎学力向上の推進	児童・生徒の「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の育成をめざし、授業改善を推進します。
人権・同和教育の推進	小・中学校、高等学校などの人権学習への講師の派遣、講座などの開催など、人権・同和教育を充実し、子どもの人権意識の向上を図ります。
体験的学習の推進	体験的学習を積極的に取り入れ、学ぶ喜びや楽しさを体得させながら楽しくて力のつく湖南市教育を推進します。また、地域学校協働活動ともタイアップしながら、各校で特色ある体験活動を進め、地域とともにある学校づくりを推進します。
児童・生徒指導の推進	児童・生徒一人ひとりの人格を尊重し、個性の伸長を図るとともに、社会的資質や正しい判断力、行動力を高めることができるよう指導・支援体制を整備・充実します。
児童・生徒の個性に応じた進路指導の充実	児童・生徒の興味・関心や能力、適性など一人ひとりの良さを踏まえた進路指導を推進し、各自が自己実現を果たすことができる進路選択を支援します。
特別支援教育推進のための体制づくり	特別支援学級や学習障害（L D）、注意欠陥・多動性障害（A D H D）、高機能自閉症などの通常の学級で特別な支援を要する児童・生徒に対し、通常の教育的配慮にとどまらず、個の教育的ニーズに対応した教育的な支援のあり方について、個別の指導計画を作成し、支援推進のための体制づくりに取り組んでいきます。また、個別の指導計画作成への保護者の参画を進めるとともに、インクルーシブ教育システムについての周知に努めます。
読書活動の推進	図書館、学校などで連携しながら、子どもの読書活動を推進していきます。また読書活動の充実により心豊かな児童生徒の育成に努めます。 学校図書館の機能の高度化とその活用を図り、児童生徒の主体的に学ぶ力を育むとともに、言語活動の充実に向けた授業改善に取り組みます。各校に配置した学校司書と授業者の連携による授業改善を一層推進します。
スクールソーシャルワーカー配置事業の推進	不登校児童・生徒をはじめ、不安や悩みをもつ児童・生徒及びその保護者などに対し、アセスメントを行い、福祉的な助言をうけ、一人ひとりに応じた指導に努めます。
適応指導の充実	不登校児童・生徒を対象に、一人ひとりに応じたゆとりある活動と自立支援を展開し、集団への適応指導を行います。児童・生徒の自信や自尊感情を高め、学校復帰をめざす取り組みとしてふれあい教育相談室や訪問指導などの充実に努めます。
子どものための相談窓口づくり	各学校の教育相談をはじめ、巡回相談やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、各種相談事業の推進を図ります。また、関係機関との連携を強化し、犯罪などに遭った子どもの保護を推進します。

## ② 社会性を育む多様な体験活動と遊び場環境の充実

### 【 主な取り組み 】

事業	概要
障がい児ホリデースクールの充実	心身に障がいのある子ども達が有意義な長期休暇を過ごしてもらう機会を提供するとともに、実施方法の検討も進めます。
地域活動への参加促進	各社会教育団体や地域団体との連携を図りながら、地域の文化財や伝統行事を活用した学習を充実し、子どもが先人の知恵や技術に興味や関心を持ち主体的な学習に取り組むことを促します。また、子どもが地域行事やイベントに参加し、大人と交流することで、協調性や郷土愛を育むことを促します。
子ども会活動に対する支援	世代間交流、異年齢交流の場を提供する子ども会の支援に努めます。
スポーツ少年団活動に対する支援	スポーツ少年団の活動を通じて、さまざまな文化・スポーツを体験することにより、子どもに文化・スポーツの面白さを伝えるとともに、団体活動の中で社会性を育み、文化・スポーツに対する関心を高めるよう努めます。
公園などの身近な遊び場の確保	ゆとりある良好な居住環境の整備と、子どもが安全に遊ぶことができる公園・広場の整備を進めます。 また、地域コミュニティの拠点として活用できるよう公園・広場の再利用を図るとともに、老朽化が進む施設については集約化や撤去などの検討を進めます。
異年齢同士がふれあえる機会や場づくり	低年齢児や児童・青少年、高齢者など異年齢間でのふれあいが体験できる機会の充実を図ります。園や学校をはじめ、小・中学校をはじめ地域の各種施設や自治会館などを、子どもの遊び場や地域住民と子どもとの交流の場、子どもと高齢者のふれあいの場、子育てサークルの活動の場として有効に活用します。

## 施策の方向（4）安心・安全な子育て環境

犯罪のない明るく住みよいまちをつくるため、地域社会全体で子どもを見守り育てる意識啓発や環境整備を推進します。

公共施設、道路、公園などの新たな整備時には、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、子どもを含めたすべての市民が利用しやすいよう整備促進します。

地域住民に対し、安全教育を実施し情報提供を行うとともに、就学前の児童や学校の生徒などに対する交通安全学習を推進します。

子どもたちが安全に安心して地域で生活していくことができるよう、危険が迫った時の避難場所や、不審者情報の周知、地域住民による見守りやパトロールを行うなど、地域防犯の強化を図ります。

### ① ユニバーサルデザイン・快適な住環境づくり

#### 【主な取り組み】

事業	概要
ユニバーサルデザインの視点に立った施設整備促進	今後、新たに整備する施設などについては、ユニバーサルデザインの視点に立ち、絵文字標識など子どもを含めたすべての市民が利用しやすいよう整備促進します。

### ② 防犯・交通安全

#### 【主な取り組み】

事業	概要
子どもを犯罪などの被害から守るための環境づくり	子どもやその保護者、地域住民に対し、安全教育を実施し情報提供を行います。また、地域・園・学校・警察など関係機関との連携を強化し、子どもが犯罪などに巻き込まれないよう防犯活動を推進します。さらに防犯灯の設置など、犯罪の未然防止と安全で明るいまちづくりを推進します。 学校においては「学校防災教育コーディネーター」の活性化を図ります。
犯罪などの被害に遭った子どもの保護の推進	関係機関との連携を強化し、犯罪などに遭った子どもの保護を推進します。また、スクールカウンセラーやふれあい教育相談室など、各種相談事業の推進を図ります。

事業	概要
学校や園の安全確保を図る取り組みの推進	最近の学校における不審者侵入などの事件を踏まえ、来訪者を確認できる施設計画や見通しの確保、緊急通報システムの各教室への導入や防犯訓練の実施など、対策を推進し、園や学校での安全確保を図ります。
子ども110番プレートの設置の充実	湖南市PTA連絡協議会で実施されている「子ども110番プレート」設置の推進事業を支援するとともに、安全な地域コミュニティ作りを推進します。
青少年見守り事業の推進	湖南市青少年市民会議を軸として、市内8つの青少年育成学区民会議の巡回やあいさつ運動などの活動が活発にかつ円滑に進むように努めます。
社会環境の点検活動の推進	公園や大型量販店、コンビニエンスストアなど、青少年のたまり場になるおそれがある場所の巡回点検活動を推進します。また、見かけた青少年に対しては積極的な「愛の声かけ」を実施するなど、「見せる補導活動」で問題行動の抑止に努めます。
交通立ち番や巡回パトロールの実施	地域ボランティアやPTA、市が協力して、交通立ち番や交通パトロール、また不審者対策として巡回パトロールを実施します。
「おかえり運動」の取り組みの推進	子どもの下校時間帯に地域ボランティアの協力により、「おかえり」の声かけを推進し、犯罪からの見守りの輪を広げていきます。
交通安全教育・啓発の推進	園や学校、各自治会において、警察の協力のもと、交通安全教室を実施し、子どもが正しい交通ルールを学び、交通事故の防止につながるよう啓発活動を実施します。
シートベルト・チャイルドシートの正しい使用に関する啓発	自動車運転時の事故による死亡率を軽減するため、シートベルトの着用義務及びチャイルドシートの正しい使用について広報・啓発活動を推進します。



## **第5章 子ども・子育て支援事業 量の見込みと確保方策**

## 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅などから容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

「湖南市子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、保育園などの整備にあたり、宅地開発などによる人口変動による教育・保育ニーズの

状況に応じ、「中学校区」を教育・保育の提供を行うための区域と定めました。

本計画においても、この考え方を踏襲し、教育・保育提供区域を「中学校区」とします。



## 2 児童数の推計

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

0歳から11歳までの子どもの将来推計は、年々減少することが予測されます。

年齢	令和2年	令和3年度	令和4年	令和5年	令和6年	単位：人
0歳	444	438	433	429	420	
1歳	413	453	447	442	438	
2歳	428	412	453	447	442	
3歳	479	426	411	451	445	
4歳	532	478	426	411	451	
5歳	475	534	480	427	412	
6歳	512	477	536	482	429	
7歳	523	514	479	538	484	
8歳	522	529	520	485	544	
9歳	546	526	533	524	489	
10歳	508	546	526	533	524	
11歳	523	508	546	526	533	
合計	5,905	5,841	5,790	5,695	5,611	

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

## 3

## 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

ニーズ調査結果、人口推計などから、各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

1号認定、2号認定、3号認定については、アンケート調査に基づく、両親の就労状況などで算出したもので、実際の認定とは異なります。

## 【令和2年度】

		令和2年度			
		1号認定	2号認定		3号認定
		幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,486		841	444
量の見込み		492	100	839	492
確保量					
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	725	921	409	123
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育など	0	0	48	9
企業主導型保育事業		0	0	0	0
認可外保育施設	認証保育園など上記以外の施設	0	0	0	0
確保量合計（B）		725	921	457	132
過不足（C） = （B） - （A）		133	82	▲35	32
当該年度までに新たに確保する量					
特定保育施設（D）		0	0	0	0
確保後の過不足（C） + （D）		133	82	13	32

【令和3年度】

		令和3年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,438			865	438
量の見込み		477	96	812	477	96
確保量						
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育園、 認定こども園	725	921	409	123	
確認を受けない幼稚園	上記以外の 幼稚園	0	0	0	0	
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育など	0	0	48	9	
企業主導型保育事業		0	0	0	0	
認可外 保育施設	認証保育園 など上記以外 の施設	0	0	0	0	
確保量合計（B）		725	921	457	132	
過不足（C） = （B） - （A）		152	109	▲20	36	
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（D）		0	0	0	0	
確保後の過不足（C） + （D）		152	109	▲20	36	

【令和4年度】

		令和4年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,317			900	433
量の見込み		436	88	744	436	88
確保量						
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育園、 認定こども園	725	921	409	123	
確認を受けない幼稚園	上記以外の 幼稚園	0	0	0	0	
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育など	0	0	48	9	
企業主導型保育事業		0	0	0	0	
認可外 保育施設	認証保育園 など上記以外 の施設	0	0	0	0	
確保量合計（B）		725	921	457	132	
過不足（C） = （B） - （A）		201	177	21	44	
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（D）		▲110	20	50	20	
確保後の過不足（C） + （D）		91	197	71	64	

【令和5年度】

		令和5年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,289			889	429
量の見込み		427	86	728	427	86
確保量						
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育園、 認定こども園	615	941	459	143	
確認を受けない幼稚園	上記以外の 幼稚園	0	0	0	0	
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育など	0	0	48	9	
企業主導型保育事業		0	0	0	0	
認可外 保育施設	認証保育園 など上記以外 の施設	0	0	0	0	
確保量合計（B）		615	941	507	152	
過不足（C） = （B） - （A）		102	213	80	66	
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（D）		20	▲12	14	15	
確保後の過不足（C） + （D）		102	201	94	81	

【令和6年度】

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,308			880	420
量の見込み		433	88	739	433	88
確保量						
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育園、 認定こども園	635	929	473	151	
確認を受けない幼稚園	上記以外の 幼稚園	0	0	0	0	
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育など	0	0	48	16	
企業主導型保育事業		0	0	0	0	
認可外 保育施設	認証保育園 など上記以外 の施設	0	0	0	0	
確保量合計（B）		635	929	521	167	
過不足（C） = （B） - （A）		114	191	88	79	
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（D）		0	▲30	0	0	
確保後の過不足（C） + （D）		114	161	88	79	

## ① 甲西中学校区

単位：人

1号認定	令和2年度				令和3年度			
	2号認定		3号認定		2号認定		3号認定	
	幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳	幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）	415		239	134	402		245	129
量の見込み（A）	132	46	226	120	36	128	44	219
確保策	特定教育・保育施設	180		262	122	36	180	262
	確認を受けない幼稚園	0		0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0		0	16	3	0	0
	企業主導型保育事業	0		0	0	0	0	0
	上記以外の認可外保育施設	0		0	0	0	0	0
確保量合計（B）	180		262	138	39	180	262	138
過不足（C） = （B） - （A）	0		36	18	3	8	44	15

1号	令和4年度				令和5年度			
	2号		3号		2号		3号	
	幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳	幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）	359		257	126	351		256	127
量の見込み（A）	114	40	195	129	34	111	39	191
確保策	特定教育・保育施設	180		262	122	36	180	262
	確認を受けない幼稚園	0		0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0		0	16	3	0	0
	企業主導型保育事業	0		0	0	0	0	0
	上記以外の認可外保育施設	0		0	0	0	0	0
確保量合計（B）	180		262	138	39	180	262	138
過不足（C） = （B） - （A）	26		67	9	5	30	71	10

1号	令和6年度				
	2号		3号		
	幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳	
児童数（推計）	355		251	126	
量の見込み（A）	113	39	193	126	
確保策	特定教育・保育施設	180		262	122
	確認を受けない幼稚園	0		0	0
	特定地域型保育事業	0		0	16
	企業主導型保育事業	0		0	0
	上記以外の認可外保育施設	0		0	0
確保量合計（B）	180		262	138	
過不足（C） = （B） - （A）	28		69	12	

## ② 石部中学校区

単位：人

1号認定	令和2年度				令和3年度			
	2号認定		3号認定		2号認定		3号認定	
	幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳	幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）	275		151	87	270		157	87
量の見込み（A）	84	18	160	74	52	82	17	157
確保策	特定教育・保育施設	200		170	64	16	200	
	確認を受けない幼稚園	0		0	0	0	0	
	特定地域型保育事業	0		0	16	3	0	
	企業主導型保育事業	0		0	0	0	0	
	上記以外の認可外保育施設	0		0	0	0	0	
確保量合計（B）	200		170	80	19	200		170
過不足（C） = (B) - (A)	98		10	6	▲33	99		13

1号	令和4年度				令和5年度			
	2号		3号		2号		3号	
	幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳	幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）	232			170	87	222		
量の見込み（A）	71	15	135	84	52	67	14	129
確保策	特定教育・保育施設	120		200	84	26	140	
	確認を受けない幼稚園	0		0	0	0	0	
	特定地域型保育事業	0		0	16	3	0	
	企業主導型保育事業	0		0	0	0	0	
	上記以外の認可外保育施設	0		0	0	0	0	
確保量合計（B）	120		170	100	29	120		200
過不足（C） = (B) - (A)	34		65	16	▲23	119		71

1号	令和6年度			
	2号		3号	
	幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）	227		165	82
量の見込み（A）	69	15	132	81
確保策	特定教育・保育施設	140		170
	確認を受けない幼稚園	0		0
	特定地域型保育事業	0		16
	企業主導型保育事業	0		0
	上記以外の認可外保育施設	0		0
確保量合計（B）	120		170	106
過不足（C） = (B) - (A)	36		38	25

### ③ 甲西北中学校区

単位：人

確 保 策	令和2年度					令和3年度					
	1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定	
		幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳	幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳		
児童数（推計）		447		223	117	408			237	116	
量の見込み（A）	152	24	264	142	33	138	22	241	150	33	
特定教育・保育施設		180		265	113	37	180		265	113	37
確認を受けない幼稚園		0	0	0	0		0	0	0	0	0
特定地域型保育事業		0	0	16	3		0	0	16	3	
企業主導型保育事業		0	0	0	0		0	0	0	0	
上記以外の認可外保育施設		0	0	0	0		0	0	0	0	
確保量合計（B）		180		265	129	40	180		265	129	40
過不足（C） = (B) - (A)		4		1	▲13	7	20		24	▲21	7

確 保 策	令和4年度					令和5年度					
	1号	2号		3号			1号	2号		3号	
		幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳	幼稚園を希望		左記以外	1・2歳	0歳	
児童数（推計）		369		246	114	355			240	113	
量の見込み（A）	125	20	218	156	33	120	19	209	152	32	
特定教育・保育施設		160		255	143	37	160		255	143	37
確認を受けない幼稚園		0	0	0	0		0	0	0	0	
特定地域型保育事業		0	0	16	3		0	0	16	3	
企業主導型保育事業		0	0	0	0		0	0	0	0	
上記以外の認可外保育施設		0	0	0	0		0	0	0	0	
確保量合計（B）		160		255	159	40	160		255	159	40
過不足（C） = (B) - (A)		15		37	3	7	21		46	7	8

確 保 策	令和6年度					
	1号	2号		3号		
		幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳	
児童数（推計）		369		238	108	
量の見込み（A）	125	20	218	151	31	
特定教育・保育施設		160		255	143	37
確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	
特定地域型保育事業		0	0	16	3	
企業主導型保育事業		0	0	0	0	
上記以外の認可外保育施設		0	0	0	0	
確保量合計（B）		160		255	159	40
過不足（C） = (B) - (A)		15		37	8	9

#### ④ 日枝中学校区

単位：人

1号認定	令和2年度				令和3年度					
	2号認定		3号認定		2号認定		3号認定			
	幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳	幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳		
児童数（推計）	349		228	106	358			226	106	
量の見込み（A）	124	14	193	110	48	127	14	198	109	48
特定教育・保育施設	165		224	110	34	165		224	110	34
確認を受けない幼稚園	0		0	0	0	0		0	0	0
特定地域型保育事業	0		0	0	0	0		0	0	0
企業主導型保育事業	0		0	0	0	0		0	0	0
上記以外の認可外保育施設	0		0	0	0	0		0	0	0
確保量合計（B）	165		224	110	34	165		224	110	34
過不足（C） = (B) - (A)	27		31	0	▲14	24		26	1	▲14

1号	令和4年度				令和5年度					
	2号		3号		2号		3号			
	幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳	幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳		
児童数（推計）	357			227	106	361			225	106
量の見込み（A）	127	14	198	110	48	128	14	200	109	48
特定教育・保育施設	155		224	110	44	155		212	118	48
確認を受けない幼稚園	0		0	0	0	0		0	0	0
特定地域型保育事業	0		0	0	0	0		0	0	0
企業主導型保育事業	0		0	0	0	0		0	0	0
上記以外の認可外保育施設	0		0	0	0	0		0	0	0
確保量合計（B）	155		224	110	44	155		212	118	48
過不足（C） = (B) - (A)	14		26	0	▲4	13		12	9	0

1号	令和6年度				
	2号		3号		
	幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳	
児童数（推計）	357		226	104	
量の見込み（A）	127	14	198	109	47
特定教育・保育施設	155		212	118	48
確認を受けない幼稚園	0		0	0	0
特定地域型保育事業	0		0	0	0
企業主導型保育事業	0		0	0	0
上記以外の認可外保育施設	0		0	0	0
確保量合計（B）	155		212	118	48
過不足（C） = (B) - (A)	14		14	9	1

## 【 今後の方向性 】

石部中学校区の未満児に対する施設として小規模保育事業所を設置し、需要と供給のギャップの解消に努めると同時に、認定こども園における保育（2号・3号）の利用定員を増やし受入を推進します。また、湖南市においては市内が30分圏内で移動できることから、提供区域外においても積極的に受け入れを行い、3歳児到達時に居住地の学区に戻れるような形で調整を行います。

石部保育園及び岩根保育園については、幼保連携型認定こども園へと移行し地域の1号ニーズも踏まえながら2・3号定員の増加を行っていきます。

また、民間の運営手法を生かしながら、多様なニーズに迅速かつ柔軟に対応し、計画的に施設整備を行い、待機児童解消とともに保育サービスの拡充を図っていきます。

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

ニーズ調査結果、人口推計などから、各事業に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

### (1) 利用者支援事業 •••••

#### 【概要】

子ども及びその保護者、または妊娠している人が、保育園・幼稚園・認定こども園での教育・保育や、一時預かり、学童保育などの地域子育て支援事業などの中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行います。

事業形態は以下の3種類があります。

- ◎基本型（独立した事業として行われている形態）
- ◎特定型（行政の一環として行われる側面が強い形態）
- ◎母子保健型（主として市町村保健センターなどで専門職が支援や連携を行う形態）

#### 【現状】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置箇所（基本型）	1	1	1	1
設置箇所（母子保健型）	0	0	1	1

#### 【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	5	5	5	5	5
基本型・特定型	4	4	4	4	4
母子保健型	1	1	1	1	1
確保策（B）	5	5	5	5	5
基本型・特定型	4	4	4	4	4
母子保健型	1	1	1	1	1
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

#### 【今後の方向性】

市全域をひとつの提供区域とし事業を継続し、提供量の確保を図ります。また身近な場所に設置することにより、情報提供・相談支援などに加えて、予防的な効果も期待されることから、地域との情報を共有すべく各提供区域の（仮）子ども家庭総合センターに窓口の設置を行います。

## (2) 時間外保育事業 •••••

### 【概要】

保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、保育標準時間を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業などで一時的に保育時間の延長が必要な場合に利用するものです。

### 【現状】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実人数	235	237	237	185	299

### 【量の見込みと確保策】

#### ○ 甲西中学校区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	109	108	103	102	102
確保策（B）	109	108	103	102	102
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

#### ○ 石部中学校区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	60	60	57	55	55
確保策（B）	60	60	57	55	55
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

#### ○ 甲西北中学校区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	141	137	131	127	129
確保策（B）	141	137	131	127	129
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

#### ○ 日枝中学校区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	93	93	93	94	93
確保策（B）	93	93	93	94	93
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

見込まれる利用人数に対応できる提供体制を整備します。

### (3) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）・・・・・

#### 【概要】

保護者が就労などにより専門家庭にいない小学校1年生から6年までの児童が、学童保育所を利用するものです。

#### 【現状】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録児童数	469	493	529	569	580
児童の集団の規模を示す支援の単位数	9	10	11	13	15

#### 【量の見込みと確保策】

##### ○ 三雲東小学校区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	78	81	84	90	92
1年生	23	24	25	26	27
2年生	19	20	21	22	23
3年生	15	15	16	17	17
4年生	10	11	11	12	12
5年生	7	7	7	8	8
6年生	4	4	4	5	5
確保策（B）	78	81	84	90	92
差引（B）-（A）	0	0	0	0	0

##### ○ 三雲小学校区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	80	83	87	91	93
1年生	23	24	25	26	27
2年生	20	21	22	23	23
3年生	15	16	16	17	18
4年生	11	11	11	12	12
5年生	7	7	8	8	8
6年生	4	4	5	5	5
確保策（B）	80	83	87	91	93
差引（B）-（A）	0	0	0	0	0

○ 石部小学校区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	105	109	114	119	124
1年生	30	32	33	34	36
2年生	26	27	28	30	31
3年生	20	21	22	23	23
4年生	14	14	15	16	16
5年生	9	9	10	10	11
6年生	6	6	6	6	7
確保策（B）	105	109	114	119	124
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

○ 石部南小学校区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	69	72	75	78	81
1年生	20	21	22	23	24
2年生	17	18	19	19	20
3年生	13	14	14	15	15
4年生	9	9	10	10	11
5年生	6	6	6	7	7
6年生	4	4	4	4	4
確保策（B）	69	72	75	78	81
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

○ 岩根小学校区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	69	73	76	79	83
1年生	20	21	22	23	24
2年生	17	18	19	20	21
3年生	13	14	14	15	16
4年生	9	10	10	10	11
5年生	6	6	7	7	7
6年生	4	4	4	4	4
確保策（B）	69	73	76	79	83
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

○ 菩提寺小学校区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	137	141	147	152	159
1年生	40	41	43	44	46
2年生	34	35	36	38	40
3年生	26	27	28	29	30
4年生	18	19	19	20	21
5年生	12	12	13	13	14
6年生	7	7	8	8	8
確保策（B）	137	141	147	152	159
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

○ 菩提寺北小学校区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	65	69	70	73	77
1年生	19	20	20	21	22
2年生	16	17	18	18	19
3年生	12	13	13	14	15
4年生	9	9	9	10	10
5年生	6	6	6	6	7
6年生	3	4	4	4	4
確保策（B）	65	69	70	73	77
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

○ 下田小学校区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	56	59	61	62	66
1年生	16	17	18	18	19
2年生	14	15	15	16	16
3年生	11	11	12	12	13
4年生	7	8	8	8	9
5年生	5	5	5	5	6
6年生	3	3	3	3	3
確保策（B）	46	59	61	62	66
差引（B）－（A）	▲10	0	0	0	0

○ 水戸小学校区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	97	101	106	112	115
1年生	28	30	31	32	33
2年生	24	25	26	28	29
3年生	19	19	20	21	22
4年生	13	13	14	15	15
5年生	8	9	9	10	10
6年生	5	5	6	6	6
確保策（B）	97	101	106	112	115
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

見込まれる利用人数に対し、各小学校区単位で必要な整備をします。また、具体的には国が示す「新・放課後総合子どもプラン」に基づき、次の取り組みを推進します。

- ・受入児童数拡大のため、教育委員会と十分な協議を行い、小学校の余裕教室などの活用を検討し整備を進めます。
- ・特別な配慮を必要とする児童に対しては、国や県の補助事業を活用し、全ての児童が安心し、共に過ごすことが出来る環境づくりに努めます。また発達に支援が必要な児童の支援に関する研修を継続して実施し、指導員の資質向上に努めます。
- ・利用する保護者のニーズに合った開所時間の設定に努めます。
- ・市や県などが実施する研修への参加を促進し、子どもの健全な育成を図る学童保育所の役割をさらに向上させます。
- ・学童保育所が日頃から地域と情報交換や相互交流を行い、地域住民と協力して児童の安全確保や活動の場の提供など支えあえる関係づくりを推進します。

## (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）・・・・・

### 【概要】

保護者が疾病などで児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設などで児童を保護・養育するものです。

### 【現状】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用日数	0	0	0	0	0

### 【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	103	101	103	101	98
確保策（B）	103	101	103	101	98
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

見込まれる利用人数に対応できる提供体制を整備し、市全域を提供区域とし、施設への委託により必要量の確保に努めます。

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業 •••••

### 【概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行うものです。

### 【現状】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ訪問件数	493	521	486	391	419

### 【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	444	438	433	429	420
確保策（B）	実施体制：16人体制 実施機関：湖南省保健センター（仮）子ども家庭総合センター				

### 【今後の方向性】

乳児家庭全戸訪問事業の結果、特に支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスを提供し、関係機関との連携を図れるよう実施体制を確保し、事業は、小学校区ごとに担当している地区担当保健師を中心に展開します。

## ( 6 ) 地域子育て支援拠点事業 • • • • •

### 【 概要 】

核家族化や地域のつながりの希薄化にともなって家庭や地域の子育て機能が低下したことや、子育て中の保護者の孤独感・不安感・負担感の増大などに対応するため、地域の身近な場所で乳幼児と保護者の相互の交流、子育てに関する相談、情報の提供、助言などの支援を行います。

### 【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用児童数	13,622	14,875	15,557	12,680	12,770

### 【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	18,098	18,351	18,774	18,562	18,309
確保策	実施体制：7か所				

### 【 今後の方向性 】

乳幼児とその保護者の利便性を図りながら、事業を継続し、市全域をひとつの提供区域として、提供量の確保を図ります。また市民ニーズを考慮し、事業の利用状況も踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## (7) 一時預かり事業（在園児対象型）・・・・・

### 【概要】

通常の幼稚園教育時間の開始前や終了後、夏休みなどの幼稚園休業日に園児を預かる事業です。

### 【現状】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間開催回数	243	240	242	251	245
幼稚園の一時預かり	16,763	14,427	13,982	8,377	6,963

### 【量の見込みと確保策】

#### ○ 甲西中学校区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	2,694	2,609	2,330	2,278	2,305
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	2,520	2,441	2,180	2,131	2,156
2号認定による定期的な利用	174	168	150	147	149
確保策（B）	2,694	2,609	2,330	2,278	2,305
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	2,520	2,441	2,180	2,131	2,156
2号認定による定期的な利用	174	168	150	147	149
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	0	0	0	0	0
2号認定による定期的な利用	0	0	0	0	0

○ 石部中学校区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	612	601	516	494	505
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	451	443	380	364	372
2号認定による定期的な利用	161	158	136	130	133
確保策（B）	612	601	516	494	505
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	451	443	380	364	372
2号認定による定期的な利用	161	158	136	130	133
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	0	0	0	0	0
2号認定による定期的な利用	0	0	0	0	0

○ 甲西北中学校区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	2,394	2,185	1,976	1,901	1,976
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	1,916	1,749	1,582	1,522	1,582
2号認定による定期的な利用	478	436	394	379	394
確保策（B）	2,394	2,185	1,976	1,901	1,976
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	1,916	1,749	1,582	1,522	1,582
2号認定による定期的な利用	478	436	394	379	394
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	0	0	0	0	0
2号認定による定期的な利用	0	0	0	0	0

○ 日枝中学校区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	2,093	2,147	2,142	2,165	2,142
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	1,623	1,665	1,661	1,679	1,661
2号認定による定期的な利用	470	482	481	486	481
確保策（B）	2,093	2,147	2,142	2,165	2,142
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	1,623	1,665	1,661	1,679	1,661
2号認定による定期的な利用	470	482	481	486	481
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	0	0	0	0	0
2号認定による定期的な利用	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

提供区域ごとに見込まれる利用人数に対応できる提供体制を整備します。

(8) 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）・・・・・

【概要】

保護者の私用などで、一時的に家庭で保育できない場合に利用するものです。

事業としては一時預かりのほか、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く]）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）が想定されています。

【現状】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間利用人日	3,906	3,888	3,525	3,005	3,456
一時預かり事業 (在園時対象型を除く)	3,769	3,757	3,342	2,874	3,311
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	137	131	183	131	145
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0

## 【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	4,069	4,093	4,112	4,060	4,022
一時預かり事業 (在園時対象型を除く)	3,899	3,923	3,942	3,890	3,852
子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)	170	170	170	170	170
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
確保策（B）	4,069	4,093	4,112	4,060	4,022
一時預かり事業 (在園時対象型を除く)	3,899	3,923	3,942	3,890	3,852
子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)	170	170	170	170	170
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0
一時預かり事業 (在園時対象型を除く)	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)	0	0	0	0	0
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0

## 【 今後の方針性 】

市内全域を提供区域として、見込まれる利用人数に対応できる提供体制を整備します。

## (9) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）・・・

### 【概要】

子どもが病気または病気の回復期にあり、保育園などが利用できず、保護者も就労などで保育できない場合に利用するものです。

### 【現状】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用人数	0	0	0	228	659

### 【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	1,334	1,320	1,299	1,278	1,264
確保策（B）	1,334	1,320	1,299	1,278	1,264
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

市内全域を提供区域として、見込まれる利用人数に対応できる提供体制を整備します。

## (10) 子育て援助活動支援事業（就学後） • • • • •

### 【概要】

育児などへのサポートを依頼したい会員に対して、世話をしたい子育て経験者などの会員が、有料でサポートを提供するものです。

### 【現状】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
6歳から12歳の登録児童数	168	138	139	126	156

### 【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	2,334	2,326	2,360	2,326	2,267
低学年	445	434	438	430	416
高学年	1,889	1,892	1,922	1,896	1,851
確保策（B）	2,334	2,326	2,360	2,326	2,267
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

ファミリー・サポート・センター事業を継続し、提供区域は市全域として、提供量の確保を図ります。

## (11) 妊婦に対する健康診査 • • • • •

### 【概要】

妊娠の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう、医療機関で受ける妊婦健康診査（医学的検査を含む）にかかる費用のうち一定の額を公費で負担するものです。

### 【現状】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施件数	5,953	6,190	5,632	5,089	4,940

### 【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	6,216	6,132	6,062	6,006	5,880
確保策（B）	実施場所・実施体制：医療機関 実施時期：随時（一人あたり14回）				

### 【今後の方向性】

見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備します。

(12) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業  
(その他要保護児童などの支援に資する事業) •••••

【概要】

養育支援訪問事業は次の対象者に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言などの支援を行うものです。

○乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要支援児童）

○または出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（特定妊婦）。

【現状】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間派遣世帯数	4	5	5	4	4
年間延べ利用時間（分）	1,230	2,740	2,920	4,065	3,170

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保策	実施体制：4人体制 実施機関：湖南市				

【今後の方向性】

予防の視点からも、乳児家庭全戸訪問事業からつながる養育支援訪問事業の十分な実施体制を確保し、子どもはもちろんのこと、支援の必要な家庭の保護者に対しても細やかな相談、助言や支援を実施します。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 • • • • •

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 • • •

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進するための事業です。

## 5 教育・保育の一体的提供及び小学校との連携の推進

### (1) 教育・保育の一体的提供

近年の社会情勢においては、共働き世帯が増えており、保護者の保育ニーズが年々増加しています。一方、保育ニーズと合わせて、幼稚園の教育に対する希望も強く、保育ニーズと未就学児の教育ニーズの双方に対応する教育・保育ニーズの一体的な提供が求められています。

湖南市では、これらの教育・保育ニーズに対応するため、幼稚園と保育園の機能や特長をあわせもった認定こども園への移行や幼稚園による長時間の預かり保育の支援に取り組み、より質の高い教育・保育の一体的な提供の推進を図ります。

### (2) 教育・保育などの質の確保及び向上

幼稚園教諭、保育士などに対する研修の充実などによる資質の向上、幼児教育・保育に関する専門的な知識・技能をもつ支援者と連携を図りながら、教育・保育及び子育て支援の質の確保及び向上に努めます。

### (3) 小学校との連携の推進

就学前の教育・保育施設と小学校が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保した、子どもに対する体系的な教育を推進します。

小学校との連携の推進においては、幼保小の連携を教育指導計画に位置付け、連絡会を開催するとともに、小学校へ滑らかな接続を図る学習活動の計画的な推進を図ります。

## 6 子育てのための施設など利用給付の円滑な実施の確保

保護者が子育てのための施設など利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性などを勘案しつつ、給付を行います。





## 第6章 計画の推進

## 1 計画の推進体制

本計画は、福祉、保健、医療、教育、労働、生活環境など多岐にわたっていることから、関係機関、団体、企業などと連携しながら、全庁的に取り組み、総合的かつ効果的な推進を図ります。

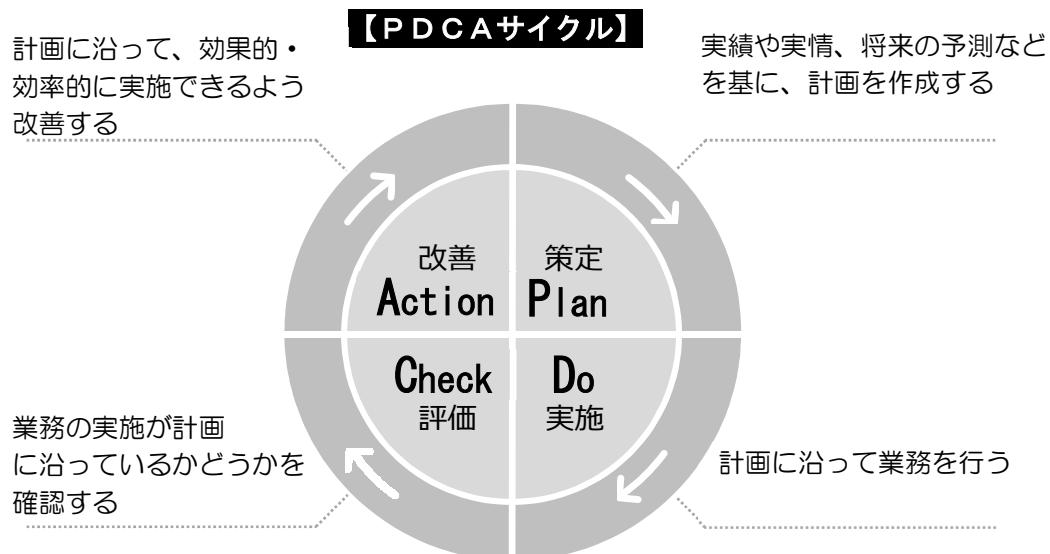


また、行政組織だけでなく、引き続き、園や学校などの関係機関をはじめ、社会福祉協議会、民生委員・児童委員及び地域で子育て支援を実施している担い手の方たちの協力と参加のもとに推進していきます。

## 2 計画の進行管理

計画に基づく施策の実施状況を年度ごとに把握・点検するとともに、また、学識経験者などから構成される「湖南省子ども・子育て未来会議」を継承し、進捗状況の確認や検討などを進めていきます。

市民ニーズへの的確な対応、社会・経済情勢や国の動向の変化に適確かつ柔軟に対応するため、PDCAサイクルによって数量的な進行管理や、計画の評価、検証を行い、施策や方針の見直しを行っていきます。





## 資料編

## 1 用語解説

### 【あ行】

(1号認定)

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定（後述【な行】）の子ども以外のもの。  
(内閣府 子ども・子育て支援制度ハンドブックより)

(インクルーシブ教育)

発達に支援が必要な人もそうでない人も、共に学ぶことを通して、共生社会の実現に貢献しようという考え方。

### 【か行】

(企業主導型保育事業)

平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行う。（量の見込みと確保方策）

事業計画において、一定の区域ごとに教育や保育などにどれくらい需要があるか（量の見込み）を定め、いつ・どれくらい供給するか（確保方策）を定めることとなっている。

(協働)

市民をはじめ自治会・団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

(グランドシッター)

保育の現場等において保育士のサポートを行う人およびその資格のこと。

(子育て世代包括支援センター)

主に妊娠婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊娠婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とする。

(子ども・子育て関連3法)

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

(子ども・子育て支援事業計画)

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援施策などについての計画。

(子ども・子育て支援新制度)

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

(子ども・子育て支援法)

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

(子ども食堂)

地域の住民・企業・団体がボランティアで運営する、誰でも無料や低額で食事をすることができる場所。ただ食事をするだけの場所でなく、子どもが大人に見守られ、安心して学習をしたり、遊んだり、体験したりできる居場所であることを目指している。

**【さ行】**

(次世代育成支援対策推進法)

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に制定された法律。

(小規模保育事業所)

預かる子どもの対象は「0歳～2歳」の児童で、定員数は「6人～19人まで」の認可事業所。

(食育)

さまざまな経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。

(3号認定)

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

**【た行】**

(多胎児家庭)

2人以上の多胎の子を養育している家庭。

**【な行】**

(2号認定)

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。(内閣府 子ども・子育て支援制度ハンドブックより)

(認可保育園)

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事に認可された施設。保護者が仕事や病気などの理由で、就学前の子どもの保育が出来ない場合に、子どもを預かって保育する。

(認定こども園)

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認可した施設。

【は行】

(病児・病後児保育)

病気が回復期に至らない、または病気の回復期のため、保育園などに通うことができない子どもを病院などに併設された保育室で一時的に預かる事業。

(ファミリー・サポート・センター)

乳幼児や小学生などの児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と、その援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

【や行】

(幼稚園)

満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法77条では「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」と定めている。

(幼保連携型認定こども園)

認可幼稚園と認可保育園とが連携して一体的な運営を行う認定こども園の一種。